

「あったらいいな」をいちばんに。

ネオファースト生命
第一生命グループ

ネオファースト生命の現状

2016

「あったらいいな」をいちばんに。

いい保険って何だろう？

保険に求める安心や満足は、
きっと、一人ひとりの暮らし方や
その時代によって変わっていくはずです。

私たちがいちばん大切にしたいこと。
それは、お客さま自身でさえ気づいていない
「あったらいいな」を敏感に感じとって、
新しい発想で保険を創り出していくことです。

あった。よかった。たすかった。
新しい保険で、
みんなをもっと笑顔にできますように。

「あったらいいな」をいちばんに。

ネオファースト生命
第一生命グループ

● 社名の由来

ネオ (Neo) はギリシャ語で「新しい」、ファースト (First) は英語で「いちばん」を意味します。保険によって得られる安心や満足は、お客さまを取り巻くさまざまな社会環境やライフスタイルの変化によって変わっていくはずです。社名には、これらの変化に迅速に対応するだけでなく、お客さまそれぞれのニーズを先取りし、これまでになかったいちばん新しい安心や満足をお届けする会社でありたいという想いを込めています。

● ロゴの由来

「あったらいいな」と思われる保険を提供し、お客さまを笑顔にしていけるイメージを表現しています。

● コーポレートカラー

コーポレートカラーは、紫色を使用しております。緊張や不安を癒やし、穏やかな気分を与えるとともに、想像力をかきたて、感情を豊かにする色とされています。

Contents

トップメッセージ	2
第一生命グループについて	4

■ 事業の概況について

2015年度の事業の概況	6
ソルベンシー・マージン比率／逆ざやの状況	8
実質純資産額／責任準備金の積立状況／エンベディッド・バリュー（EV）	9
業績の状況	10
収支および資産運用等の状況	11
直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標	12

■ お客さまサービスの体制について

相談・苦情対応態勢、苦情の件数、および苦情からの改善事例	13
「お客さまアンケート」の実施	15
コンタクトセンターのご紹介	16
適切に保険金等をお支払いするための取組み	18
新商品の開発状況	20
保険商品一覧	22
商品に関する情報およびデメリット情報のご提供方法	23
ご契約者さまへの情報提供	24
健康増進への取組み	26
代理店教育・研修の概略／人財育成	30

■ 信頼される会社に向けての取組み

経営管理体制／リスク管理	31
情報システムに関する状況	33
コンプライアンス（法令等遵守）	34
利益相反管理方針	35
お客さま情報の保護	36
反社会的勢力への対応／CSRの取組み	37
平成28年熊本地震への対応	38

■ データファイル

コーポレート・データ	42
業績データ	48

本文中の金額等の表示について

- ・諸表に記載の金額等は、単位未満を切り捨てて表示しています。
- ・金額等に単位未満の数値がある場合には「0」、該当する金額等のない場合には「－」と表示しています。
- ・諸比率は、四捨五入により表示しています。

会社概要（2016年7月1日現在）

社 名：ネオファースト生命保険株式会社
The Neo First Life Insurance Company, Limited
本 社 所 在 地：〒141-0032 東京都品川区大崎2-11-1 大崎ウィズタワー
電 話：03-5434-7031（代表）
代表取締役社長：徳岡 裕士
設 立：1999年4月23日
資 本 金：422億円（資本準備金171億円を含む）
株 主：第一生命保険株式会社（100.0%）

トップメッセージ



「私たちは第一生命グループの一員として新しい「安心」をお届けします。」

平素より、ネオファースト生命をお引き立ていただきまして、誠にありがとうございます。

私たちネオファースト生命は、“お客さま第一主義「一生涯のパートナー」”を経営理念とする第一生命のグループ会社です。2014年8月に第一生命の子会社となり、同年11月に社名をそれまでの損保ジャパン・ディー・アイ・ワイ生命からネオファースト生命へとあらためました。2015年8月からは、あらたに銀行などの金融機関や来店型保険ショップなどを通じて、保険をより身近なところで比べて選びたいというお客さまに生命保険商品をご提供しております。

いつの時代にあっても、「ずっと健康でいたい」という想いは、人びとの最も身近で大きな望みではなかったでしょうか。私たちは、お客さまの人生に寄り添う保険会社として、お客さまが生活習慣を見つめ直し、健康維持・増進のきっかけとしていただけるような新しい保険の仕組みを提供していきたいと考えております。

私たちがいちばん大切にしていることは、お客さま自身でさえ気づいていない「あったらいいな」を敏感に感じとって、新しい発想で新しいお客さま満足を創り出していくことです。保険によって得られる安心や満足は、お客さまを取り巻くさまざまな社会環境やライフスタイルの変化によって変わっていくはずです。これらの変化に迅速に対応するだけでな

く、お客さま一人ひとりのニーズを先取りし、“「あったらいいな」をいちばんに。”のコーポレートスローガンのもと、新しい安心と満足を感じていただける商品・サービスのご提供を目指します。

私たちは社員一丸となって、常に創造と変革に挑戦するとともに、業務の効率化とローコストオペレーションに取り組み、持続的な成長を実現することで企業価値の向上を目指します。第一生命グループ共通の、お客さまの安心で豊かな暮らしと地域社会の発展に貢献していくというミッションはそのままに、お客さまに喜ばれる、そして愛される会社になるべく、精一杯努めてまいります。

今後とも、さらなるご支援、お引き立てを賜りますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

2016年7月

ネオファースト生命保険株式会社

代表取締役社長 **徳岡 裕士**

経営基本方針

当社は、“お客さま第一主義「一生涯のパートナー」”を創立以来の経営理念とする第一生命保険株式会社のグループ会社として、グループの方針を踏襲しつつ、次のとおり経営基本方針を掲げます。

1. 新たなお客さま満足の創造

お客さまを取り巻く様々な環境やライフスタイルの変化に対応するだけでなく、それにともなうニーズを先取りし、わかりやすさと利便性、迅速さと正確さを追求した新しい商品やサービスの提供に努め、今までにない新たなお客さま満足を創造します。

2. 社会からの信頼と敬愛の確保

高い倫理観と人を尊重する姿勢を持ち、あらゆる企業活動において社会適合性を重視し、社会から信頼され、敬愛される会社となります。

3. 成長力のある企業価値の追求

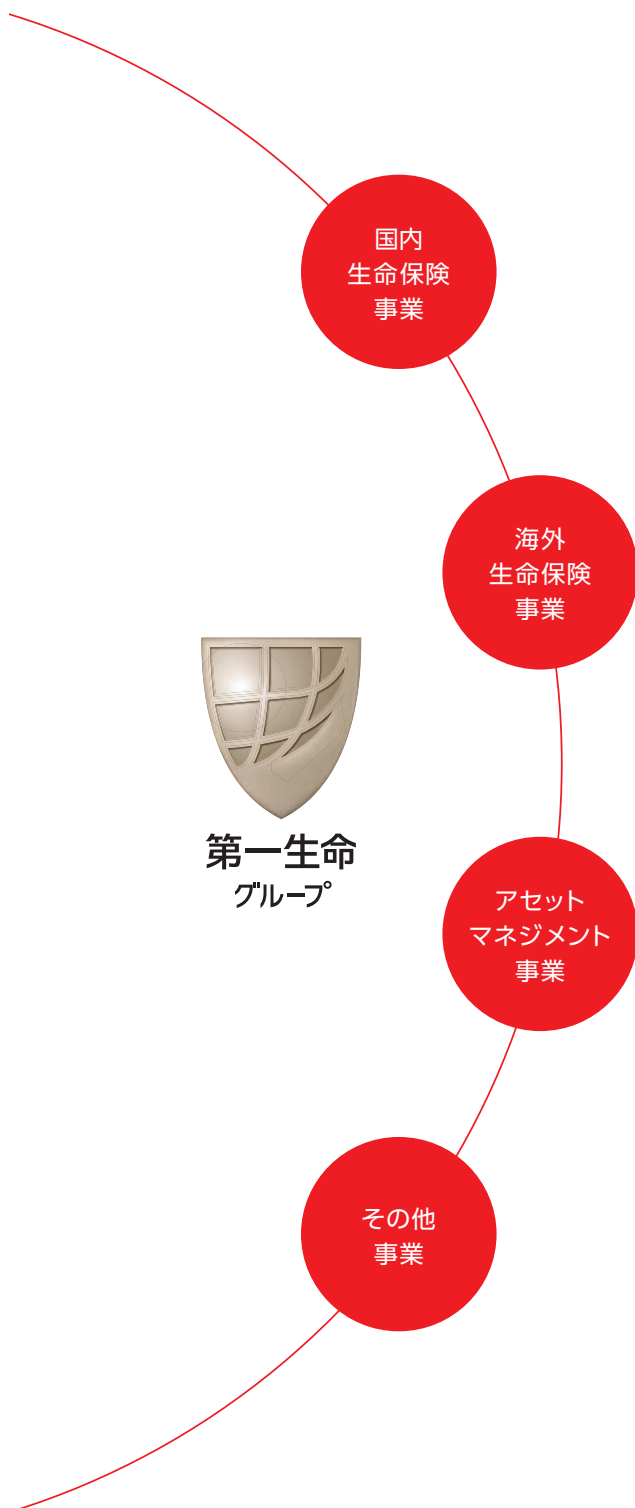
常に挑戦と変革を図るとともに、業務のローコストオペレーションと効率化に取り組み、成長に資する事業運営に努めることで、企業価値を高めます。

4. 自律した個の尊重と組織力の最大化

多様な人財の個性を尊重するとともに、一人ひとりが自律し、自ら考え、行動することを目指します。また、会社全体がひとつになって、最大の価値の創出に努めます。これらの実践により社員一人ひとりの満足度と生きがいの向上を目指します。

第一生命グループについて

● 第一生命グループの概要



第一生命グループの事業領域と主なグループ会社

● 国内生命保険事業

グループの中核事業として、さまざまなお客さまニーズに対応できるよう、最適な商品を最適なチャネルでお届けする3生保体制で展開しています。

一生涯のパートナー

第一生命

第一生命保険



第一フロンティア生命

第一フロンティア生命保険

「あったらいいな」をいちばんに。

ネオファースト生命

第一生命グループ

ネオファースト生命保険

● 海外生命保険事業

米国、オーストラリア、ベトナム、インドネシア、インド、タイの6カ国にて海外生命保険事業を展開しています。

Protective

プロテクトティブ(米国)

PaninDai-ichiLife

パニン・第一ライフ(インドネシア)

DAI-ICHI LIFE

第一生命ベトナム(ベトナム)

TAL

TAL(オーストラリア)

Star Union Dai-ichi Life Insurance

スター・ユニオン・第一ライフ(インド)

Insuans OCEAN LIFE

オーシャンライフ(タイ)

● アセットマネジメント事業

グループ成長戦略の一翼を担う事業として、生保事業との親和性が高く、成長が期待できるアセットマネジメント事業を国内外で展開しています。

DIAM

DIAMアセットマネジメント



JANUS

ジャナス(米国)

● その他事業

システム関連事業や調査・研究事業、総務関連事業など、保険事業や資産運用関連事業に取り組むうえで必要な事業を行っています。

DLS

第一生命情報システム



株式会社 第一生命経済研究所

第一生命経済研究所

■ DSR経営とは

「DSR経営」とは、グループミッション「一生涯のパートナー／By your side, for life」を追求するために、あらゆる組織単位でPDCA(Plan-Do-Check-Action)サイクルを回しながら経営品質の絶えざる向上を目指し、企業価値の向上を通じて全てのステークホルダーへの社会的責任を果たしていこうとする、第一生命独自の価値創造経営の枠組みです。「DSR」とは、一般的なCSR(企業の社会的責任)という言葉の枠に留まらない当社独自の経営の枠組みについて、「DSR=Dai-ichi's Social Responsibility(第一生命グループの社会的責任)」と表現したものです。

● 第一生命グループの理念体系

グループ理念体系(Mission・Vision・Values)の共有により、グループ各社が、それぞれの地域や国で、生命保険の提供を中心に人々の安心で豊かな暮らしと地域社会の発展に貢献します。また、グループ戦略の共有により、各社がベクトルをあわせてグループ価値の最大化と持続的な成長を目指します。



企業の存在意義

Mission

第一生命グループは、1902年、日本での創業以来、お客さま本位（お客さま第一）を経営の基本理念に据え、生命保険の提供を中心に、地域社会への貢献に努めてきました。これからも、お客さまとお客さまの大切な人々の“一生のパートナー”として、グループ各社が、それぞれの地域で、人々の安心で豊かな暮らしと地域社会の発展に貢献していきます。

中期的に目指す姿

Vision

いちばん、お客さまから支持される保険グループになるために、以下の4つの視点から誰よりも「人」を考える会社を目指していきます。

いちばん、
品質の高い会社

いちばん、
生産性の高い会社

いちばん、
従業員の活気あふれる会社

いちばん、
成長する期待の高い会社

私たちが大切にする価値観

Values

お客さま満足	お客さまの“一生のパートナー”を目指し、お客さま満足を目指した高い品質の商品・サービスを提供します。
コミュニケーション	すべてのステークホルダーに対して説明責任を果たすとともに、いただいたご意見を真摯に受け止め、積極的に企業経営に反映します。
コンプライアンス	高い倫理観を持ち、あらゆる事業活動においてコンプライアンスを徹底します。また、プライバシーを尊重し、個人情報をはじめとする各種情報の保護・管理を徹底します。
人権尊重	各国・各地域において、文化および慣習を尊重し、その発展に貢献する経営を行います。また、人権を尊重し、人権啓発に積極的に取り組みます。
ダイバーシティ	多様な人財が活躍できる働きがいのある職場環境を確保し、積極的な人財育成を行います。
環境保護	地球環境保護を社会的責任と捉え、日常的かつ継続的に環境保護活動に取り組みます。
社会貢献	「良き企業市民」として地域社会とともに発展することを目指し、社会貢献活動を行います。
健康増進	地域の皆さまの健康増進に寄与する経営を行います。また、従業員の心と身体の健康増進を図ります。
持続的な企業価値の創造	以上の8つの原則、経営資源の有効活用・業務の生産性向上、財務基盤の維持・強化によって、持続的な企業価値の創造に取り組みます。

● 2015年度の事業の概況

経営環境および事業の経過

2015年度の日本経済は、企業収益が高水準を維持し、雇用・所得環境の改善が続く等、アベノミクス以前には見られなかった局面にあるものの、回復感の乏しい状況が続きました。家計の節約姿勢の強まりを背景に個人消費は低迷が続き、中国を中心にアジア新興国全般で景気が減速し、輸出の伸びが抑制されました。こうした内外需の動向を背景に景気は足踏み状態が続きました。

このような経済環境の下、国内の株価につきましては、年度始は高水準で推移しましたが、8月下旬に中国経済の先行き不透明感を背景に急落しました。その後一旦は持ち直したものの、12月以降は世界的なリスク回避姿勢の高まりにより株価は大幅に下落し、4年ぶりに前年度末比で下落となりました。国内の長期金利は、日本銀行の国債買入れ等を背景に低位で推移し、1月に日本銀行がマイナス金利政策に踏み切ったことを受けて、ゼロ%を割り込みマイナスになりました。

国内の生命保険業界におきましては、生命保険への加入経路が多様化したことを受けて、お客さまが保険にご加入される際の適切な意向の把握や保険商品等に関する情報提供の義務等を定めた改正保険業法が2016年5月に施行されることに伴い、業界全体として、お客さま保護に向けた態勢整備を進めました。

このような経営環境の下、当社におきましては、銀行および来店型保険ショップを主要な販売チャネルとし、ご自身で比較検討して保険を選びたいとのご意向を持ったお客さまに安心と満足をご提供する「新規事業」を2015年8月13日に開始し、第一生命グループとなって初となる新商品を発売しました。低廉な保険料で保障が準備できる終身医療保険や特定疾病保障終身保険とともに、禁煙をサポートする「非喫煙者割引」を開発・発売しました。

2016年3月には、引受基準緩和型の終身医療保険とともに、5年間健康状態を維持した場合は以後の保険料を割り引く「健康割引」の仕組みを開発し、生命保険業界で初めて当該商品に適用しました。また、医療費の自己負担額に加えて、入院中の諸費用にも備えられる無解約返戻金型治療保障保険を発売するなど、「『あったらいいな』をいちばんに。」や「保険で健康になろう。」をキーワードとして、商品ラインアップの充実に取り組みしました。

一方、販売面を担う募集代理店の新規委託を推進し、2016年3月末現在、当社の商品を販売する銀行は約1,200店舗、来店型ショップは約900店舗に拡大いたしました。

業績の状況

新契約件数は、8,290件(対前年898.2%)、新契約高は、41億円(対前年33.2%)となり、保有契約件数は、46,061件(対前年112.2%)、保有契約高は、5,950億円(対前年91.7%)となりました。

また、減少契約のうち、解約・失効契約件数は、1,863件(対前年93.4%)、解約・失効契約高は、284億円(対前年93.0%)、解約・失効率6.0%となりました。

なお、個人保険における非更新契約件数は、1,407件(対前年89.3%)、非更新契約高は、179億円(対前年95.1%)、非更新率2.8%となりました。

収支の状況

保険料等収入3,892百万円、資産運用収益2百万円等から、保険金等支払金1,343百万円、支払備金繰入額60百万円、責任準備金繰入額94百万円、資産運用費用0百万円、事業費9,346百万円、その他経常費用203百万円を控除した結果、経常損失は7,109百万円となり、当期純損失は7,116百万円となりました。

資産運用の状況

2015年度末における総資産は29,771百万円となり、前期に比べ24,199百万円の増加となりました。主な増加の理由は2015年8月に実施した増資であります。

資産運用は、換金性(流動性)に留意し、安定的な資金を確保するよう努めた結果、資産運用収益は2百万円、資産運用費用は0百万円となりました。

責任準備金の状況

2015年度末責任準備金は94百万円の繰入となり、その結果、882百万円(対前年112.0%)となりました。

今後の課題

当社は、2015年8月13日より開始した「新規事業」を通じて、比較マーケットにおけるお客さまニーズの多様化に的確かつ迅速に対応するために、経営基本方針に基づき、全役員・社員一人ひとりが全力を挙げて業務に取り組んでまいります。

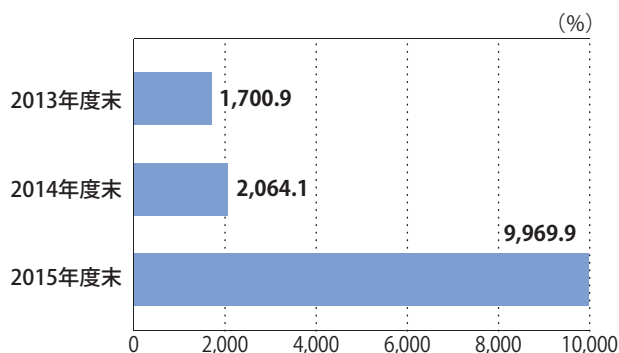
● ソルベンシー・マージン比率

9,969.9%

2015年度末

ソルベンシー・マージン比率とは、「支払余力」という意味です。生命保険会社は、将来の保険金などの支払いに備えて責任準備金を積み立てているので、通常予想できる範囲のリスクについては十分対応できます。しかし、環境の変化などによって予想もしない出来事が起こる場合があります。例えば、大災害や株の大暴落など、通常の予測を超えて発生するリスクに対応できる「支払余力」を有しているかどうかを判断するための行政監督上の指標の一つがソルベンシー・マージン比率です。当社の2015年度末ソルベンシー・マージン比率は9,969.9%と高い水準を維持しています。

〈ソルベンシー・マージン比率の推移〉



(単位：百万円)

項 目	2013年度末	2014年度末	2015年度末
ソルベンシー・マージン総額 (A)	4,345	4,936	27,795
リスクの合計額 (B)	510	478	557
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	1,700.9%	2,064.1%	9,969.9%

(注)ソルベンシー・マージン比率については、小数点第2位以下を切り捨てて表示しています。

(A) ソルベンシー・マージン総額 (=以下の合計額)

資本金等、価格変動準備金、危険準備金、一般貸倒引当金、その他有価証券評価差額金(税効果控除前)・繰延ヘッジ損益(税効果控除前)×90%^(※)、土地の含み損益×85%^(※)、負債性資本調達手段等、控除項目、その他 (※) マイナスの場合100%

(B) リスクの合計額

保険リスク、予定利率リスク、資産運用リスク、経営管理リスクなど通常予想できる範囲を超える諸リスクを数値化して算出します。

● 逆ざやの状況

2百万円

2015年度

生命保険会社は、お客さまにお払い込みいただく保険料の計算において、資産運用による収益を一定程度見込み、その分保険料を割り引いて計算しています。この割引率を「予定利率」といいますが、生命保険会社は、予定利率により保険料を割り引いていますので、毎年割り引いた分に相当する金額(これを「予定利息」といいます)を、運用収益などでまかなっていく必要があります。この予定利息分を運用収益でまかなえない状態を「逆ざや」といいます。

〈逆ざやの算出方法〉

$$\begin{array}{l}
 \text{逆ざや額 (結果がマイナスの場合)} \\
 \text{順ざや額 (結果がプラスの場合)}
 \end{array}
 = \left(\begin{array}{c} \text{① 基礎利益上の} \\ \text{運用収支等の利回り} \end{array} - \begin{array}{c} \text{② 平均予定利率} \end{array} \right) \times \begin{array}{c} \text{③ 一般勘定} \\ \text{責任準備金} \end{array}$$

[▲2百万円]
[0.48%]
[1.14%]
[390百万円]

① 基礎利益上の運用収支等の利回りとは、基礎利益に含まれる一般勘定の運用収支から契約者配当金積立利息繰入額を控除したものの一般勘定責任準備金に対する利回りのことです。

② 平均予定利率とは、予定利息の一般勘定責任準備金に対する利回りのことです。

③ 一般勘定責任準備金は、危険準備金を除く一般勘定部分の責任準備金について、右の方法で算出しています。(期始責任準備金+期末責任準備金-予定利息)×1/2

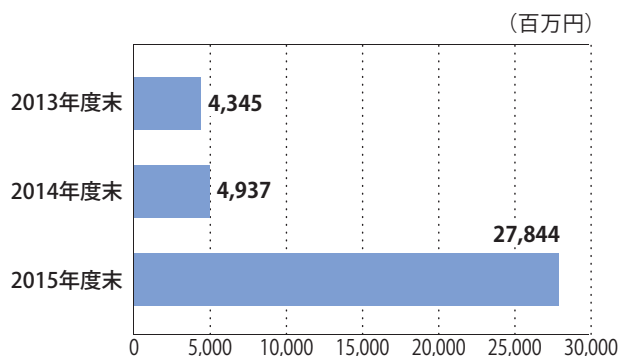
● 実質純資産額

27,844百万円
2015年度末

実質純資産額とは、時価ベースの実質的な資産から資本性のない実質的な負債を差し引いたもの、つまり、時価評価後の実質的な自己資本を指し、保険会社の健全性の状況を示す行政監督上の指標のひとつとなっています。

実質的な資産とは、バランスシート上の資産に、含み損益等のオフバランスの資産を加えたものです。また、実質的な負債とは、バランスシート上の負債から各種準備金を差し引き算出したものです。当社の2015年度末実質純資産額は27,844百万円となりました。

〈実質純資産額の推移〉



(単位：百万円)

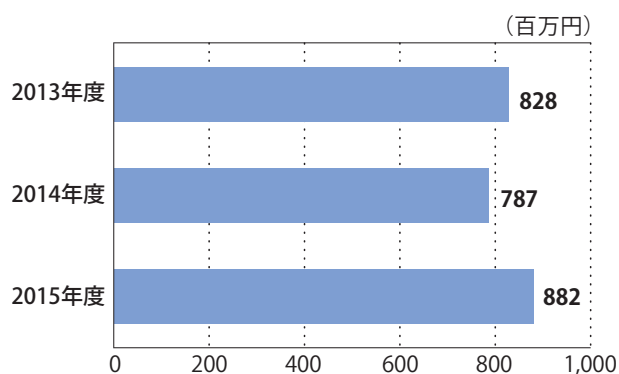
項 目	2013年度末	2014年度末	2015年度末
実質純資産額	4,345	4,937	27,844

● 責任準備金の積立状況

882百万円
2015年度末

責任準備金とは、将来の保険金などの支払いのために備える準備金のこと。保険業法により積み立てが義務づけられています。この責任準備金の積立方式には「平準純保険料式」、「チルメル式」などがありますが、当社では積立水準が高い「平準純保険料式」による積立を実施しております。2015年度は94百万円の繰入となり、結果、2015年度末責任準備金残高は、882百万円(対前年112.0%)となりました。

〈責任準備金残高の推移〉



(単位：百万円)

項 目	2013年度末	2014年度末	2015年度末
責任準備金残高	828	787	882

● エンベディッド・バリュー (EV)

414億円
2015年度末

エンベディッド・バリュー（以下「EV」）は、貸借対照表などから計算される「修正純資産」と保有契約に基づき計算される「保有契約価値」を合計したものであり、生命保険会社の企業価値を表す指標のひとつです。

現行の生命保険会社の法定会計では、新契約獲得から会計上の利益の実現までに時間がかかります。一方、EVでは、将来の利益貢献

が新契約獲得時に認識されるため、法定会計による財務情報を補強することができると考えられています。

第一生命グループでは、当グループをよりよくご理解いただくため、2007年度末より、ヨーロッパ・エンベディッド・バリュー原則（EEV原則）に準拠したEV（以下「EEV」）を開示しています。当社のEEVはその一部であることにご留意ください。

なお、当グループは、保険数理に関する専門的知識を有する第三者機関（アクチュアリーファーム）に、前提条件や計算方法などについて検証を依頼し、意見書を受領しています。グループ全体のEEVの詳細および当該意見書については、第一生命ホームページ（<http://www.dai-ichi-life.co.jp/>）をご覧ください。

業績の状況

新契約件数は、8,290件(対前年898.2%)、新契約高は、41億円(対前年33.2%)となり、保有契約件数は、46,061件(対前年112.2%)、保有契約高は、5,950億円(対前年91.7%)となりました。

また、減少契約のうち、解約・失効契約件数は、1,863件(対前年

93.4%)、解約・失効契約高は、284億円(対前年93.0%)、解約・失効率6.0%となりました。

なお、個人保険における非更新契約件数は、1,407件(対前年89.3%)、非更新契約高は、179億円(対前年95.1%)、非更新率2.8%となりました。

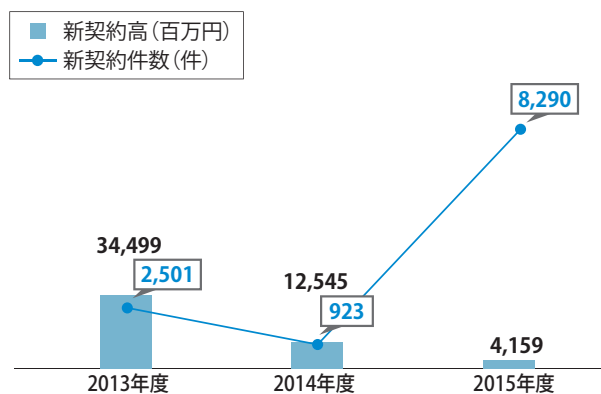
(単位：件、百万円、%)

項目	2013年度(末)	2014年度(末)	2015年度(末)
新契約件数	2,501	923	8,290
新契約高	34,499	12,545	4,159
保有契約件数	43,672	41,041	46,061
保有契約高	696,461	648,866	595,049
解約・失効契約高	34,207	30,588	28,455
解約・失効率	6.3	5.8	6.0
非更新契約高	16,536	18,828	17,900
非更新率	2.4	2.8	2.8

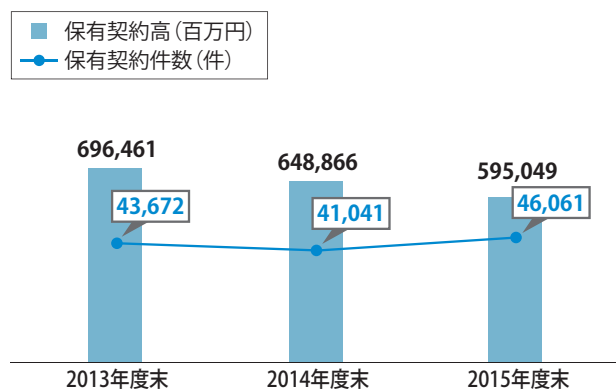
(注) 1. 解約・失効率は、(解約+失効+復活+減額+増額)÷年始保有で計算しています。

2. 非更新率は、非更新÷満期で計算しています。なお、非更新は満期更新です。

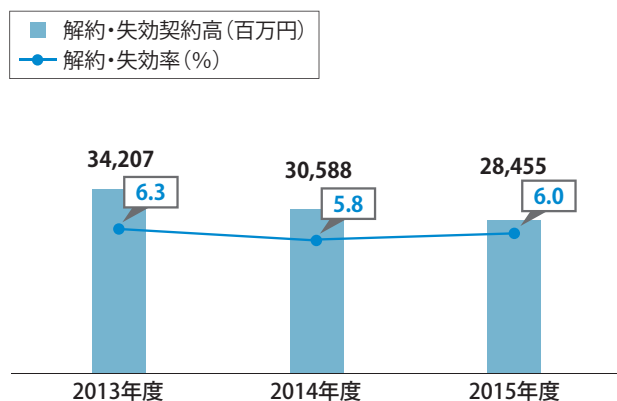
〈新契約高、新契約件数の推移〉



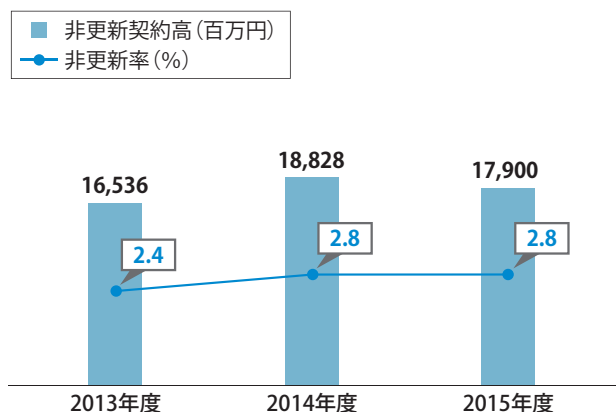
〈保有契約高、保有契約件数の推移〉



〈解約・失効契約高、解約・失効率の推移〉



〈非更新契約高、非更新率の推移〉



● 収支および資産運用等の状況

収益面では、保険料等収入3,892百万円、資産運用収益2百万円、その他経常収益45百万円となり、経常収益は3,940百万円となりました。

一方、費用面では、保険金等支払金1,343百万円、事業費9,346百万円、その他経常費用203百万円等となり、経常費用は11,049百万円となりました。

以上の結果、経常損失は7,109百万円となり、これから特別損益、法人税及び住民税4百万円を差し引きした結果、当期純損失

は、7,116百万円となりました。

また、2015年度末における総資産は、29,771百万円となり、前期に比べ24,199百万円の増加となりました。

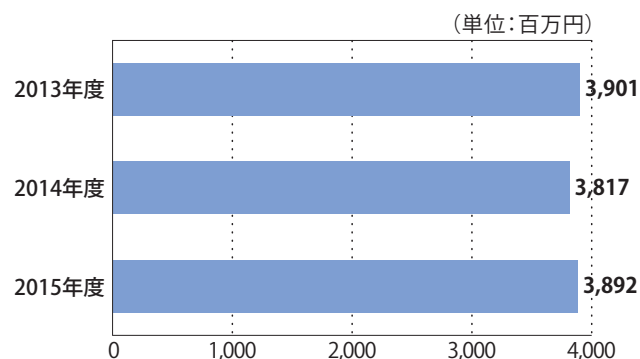
主な内訳は、預貯金26,739百万円、公社債1,364百万円、その他の証券916百万円です。証券化商品は保有していません。

資産運用は、安全性・換金性(流動性)に留意し、安定的な資金を確保するよう努めました。

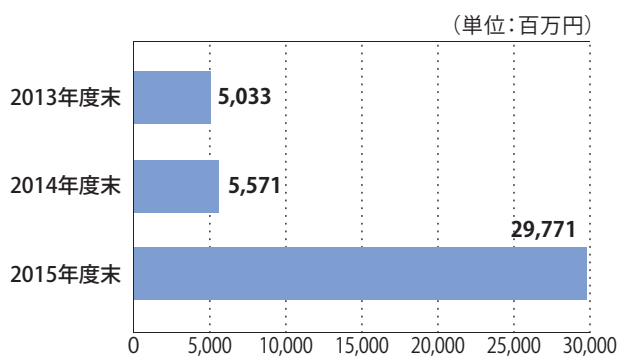
(単位：百万円)

項 目	2013年度(末)	2014年度(末)	2015年度(末)
保険料等収入	3,901	3,817	3,892
総資産	5,033	5,571	29,771

〈保険料等収入の推移〉



〈総資産の推移〉



● 直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

(単位：百万円)

項 目	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度
経 常 収 益	4,008	4,073	3,999	3,945	3,940
経常利益(△は経常損失)	280	572	148	735	△7,109
基 礎 利 益	261	418	128	701	△7,136
当期純利益(△は当期純損失)	△920	539	139	624	△7,116
資本金の額及び発行済株式の総数	10,100 400千株	10,100 400千株	10,100 400千株	10,100 400千株	25,100 2,400千株
総 資 産	4,863	5,113	5,033	5,571	29,771
うち特別勘定資産	—	—	—	—	—
責 任 準 備 金 残 高	857	842	828	787	882
貸 付 金 残 高	—	—	—	—	—
有 価 証 券 残 高	4,148	2,394	2,891	2,881	2,280
ソルベンシー・マージン比率	1,400.8%	1,596.1%	1,700.9%	2,064.1%	9,969.9%
従 業 員 数	53名	53名	51名	76名	105名
保 有 契 約 高	751,147	725,215	696,461	648,866	595,049
個人保険	751,147	725,215	696,461	648,866	595,049
個人年金保険	—	—	—	—	—
団体保険	—	—	—	—	—
団体年金保険保有契約高	—	—	—	—	—

● 経常収益

経常収益とは、主に保険料等収入や、利息・配当金、有価証券の売却益等の資産運用によって得られる収益です。2015年度の経常収益は3,940百万円となりました。

● 基礎利益 ● 経常利益(損失)

基礎利益(2015年度△7,136百万円)とは、1年間の保険本業の収益力を示す指標の一つで、一般事業会社の営業利益や、銀行の業務純益に近いものです。生命保険会社の場合、これに有価証券売却損益などの「キャピタル損益」と「臨時損益」を加えたものが、経常利益(損失)(2015年度7,109百万円の経常損失)となります。ここでいう保険本業とは、お客さまよりお預かりした保険料や運用収益から保険金・給付金等を支払ったり、将来の支払いに備えるために責任準備金を積み立て、運用することなどをいいます。

● 相談・苦情対応態勢、苦情の件数、および苦情からの改善事例

お客さまの声を活かす取組み

当社ではお客さまからの相談、苦情等への対応態勢を強化し、これまで以上に「お客さまの声」を真摯に受け止め、次のようなお客さま満足の向上に取り組んでおります。

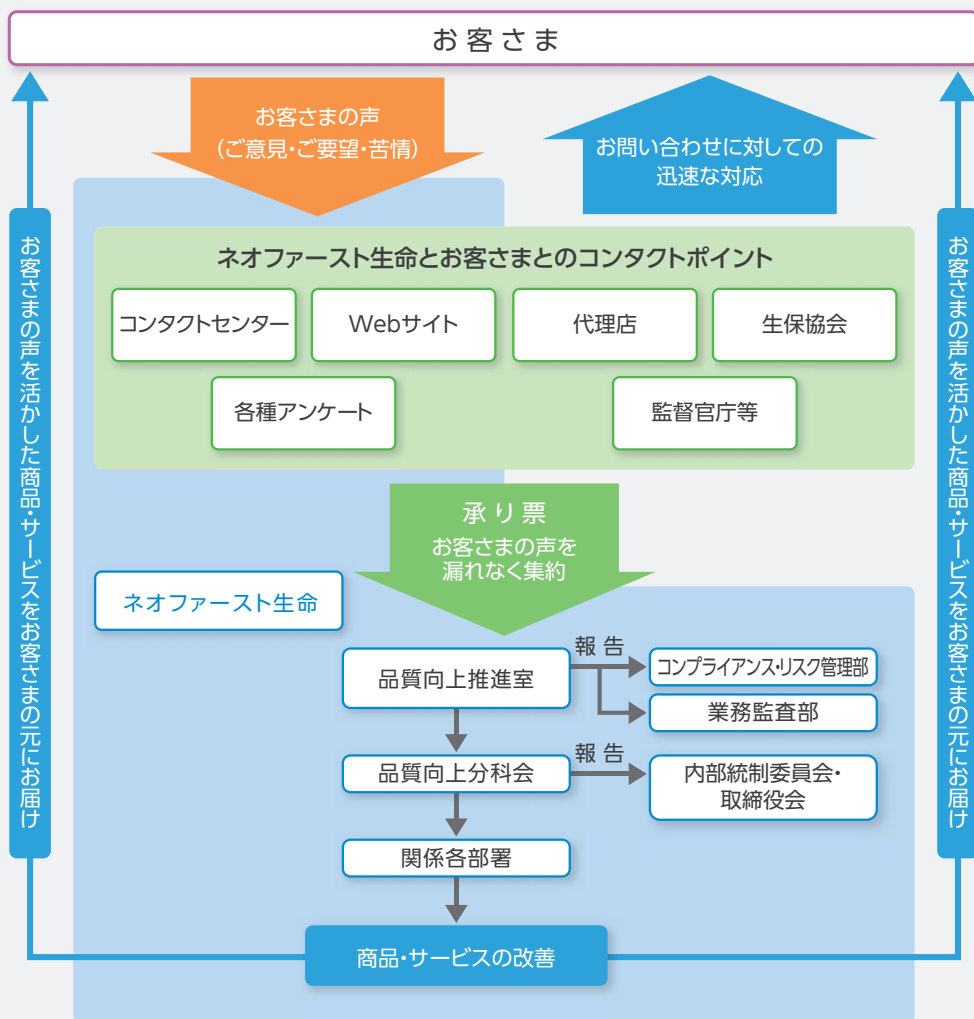
1. お客さまからの相談・苦情等への対応を最優先の課題と認識し、迅速、適切、かつ誠実に対応します。
2. お客さまからの相談・苦情等を、商品・サービスや業務の品質向上に積極的に活かします。
3. お客さまが利用しやすい受付窓口を整備するとともに、お客さまが必要な情報を積極的に提供します。
4. お客さまからの相談・苦情等をもとに、お客さまサポート等管理態勢を継続的に見直し、改善していきます。

お客さまの声を活かすための組織・体制

当社では、日頃お寄せいただくお電話や各種アンケート等で承ったお客さまの声を「承り票」で漏れなく集約し、速やかな対応と改善策を検討する態勢を構築しております。また、全社横断的なメンバーで構成する「品質向上分科会」を設置して、ご契約いただく際や保険金をお支払いする際の適正な業務運営のあり方や、承ったお客さまからのご意見・ご要望をお客さま満足の向上に活かすための対応策を組織的に検討しております。

なお、当社では「お客さまの声」を積極的に会社経営に活かすことを目的に、コンタクトセンターに品質向上推進室を設置し、日々、業務の品質向上・改善活動に取り組んでいます。

お客さまの声を商品・サービスに活かす仕組み



お客さまの声(苦情)の件数

お客さまからの当社業務に対するご不満は、アンケートやコンタクトセンターにおいて承っています。承った苦情については、迅速かつ適切な対応を心がけ、「品質向上分科会」を中心として、業務運

営の適正化ならびに苦情の再発防止策を協議し、業務の改善につなげることによってお客さまへのサービスの充実に努めています。2015年度に寄せられた苦情件数は以下のとおりです。

苦情分類	主な事例	件数	全体に占める割合(%)
新契約関係 (新規のご加入に関するもの)	・申込方法について ・保険証券の送付時期について	46	13.0
収納関係 (保険料のお支払いに関するもの)	・保険料が指定口座から引き落とされていない	65	18.4
保全関係 (ご契約内容の変更などのお手続きに関するもの)	・契約が自動的に更新されている ・書類の記入方法がわからない	126	35.6
保険金・給付金関係 (保険金・給付金等のお支払いに関するもの)	・保険金等の支払時期について ・保険金・給付金の請求について	62	17.5
その他	・保険料控除証明書について	55	15.5
合計		354	100.0

※苦情の定義 お客さまからの当社に対するお申し出のうち、お客さまが当社の業務全般に起因して不満の意を表明されたものをいいます。苦情には、当社に直接お申し出いただいたもの、および、代理店、国民生活センター、消費生活センター、生命保険協会・監督官庁等を経由して当社に連絡が入ったものを含みます。

お客さまの声を踏まえて改善を行った事項

〈2015年度の主な業務改善事例〉

申出内容(ご意見・ご要望)	改善内容
住所変更は契約者ご本人さまからのお電話をお願いしておりましたが、契約者の配偶者さまから「契約者は仕事のため電話できない」などのお申し出がありました。	二親等以内の親族の方からのお申し出も、お電話で住所変更手続きができるようになりました。 2016年3月実施
減額のお手続きに、本人確認書類のご提出をお願いしておりましたが、「手間がかかる」などのお申し出がありました。	減額、解約、非更新などのお手続きについて本人確認書類の提出を不要とし、契約者自署でお手続きができるようになりました。 2016年3月実施

●「お客さまアンケート」の実施

当社は、お客さま満足向上のため定期的にご契約者さまの声を収集し、いただいた声をサービス改善に活かす取り組みを行っています。

ご契約者さまアンケート

すべてのご契約者さまを対象に、当社のお客さま対応全般に関するアンケート調査を年1回定期的に実施しています。

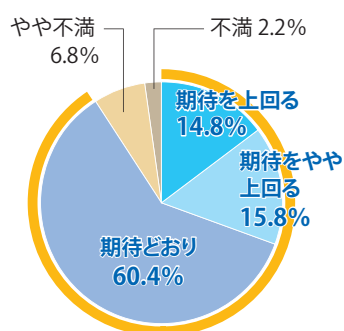
(対象データ:2015年度に1年組み立て保険のご契約者さまを対象に行ったアンケート約3万5千件の結果、ご回答のあった2,594件)

1.電話・メール対応お客さま満足度

アンケート記入日以前の1年間に、ご契約に関連して当社に電話・メールでご連絡をいただいたご契約者さまを対象に満足度をうかがいました。

9割を超えるご契約者さまから、「期待を上回る」「期待をやや上回る」「期待どおり」とのご回答をいただきました。

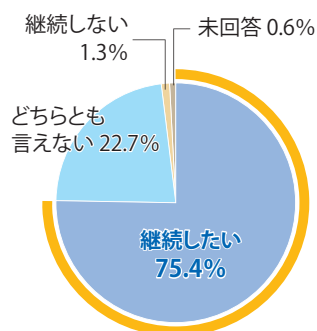
〈電話・メール対応お客さま満足度〉



2.現在ご加入いただいている契約の継続意向

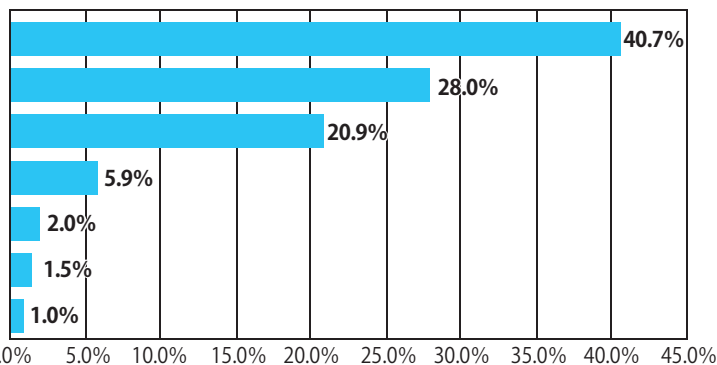
ご契約者さまに、今後の継続意向をうかがったところ、7割を超えるご契約者さまから「継続したい」とのご回答をいただきました。

〈契約の継続意向〉



2-1.継続したい方にその理由をご回答いただきました。

自分で組み立てる・つくるというコンセプトに共感したため
保険期間が1年であるため、毎年保障内容を見直せるから
掛け捨てで他社より保険料が割安だから
変更するのが面倒だから
給付金請求に関する手続きの内容が良かったから
契約後のサポートが良いから
その他



● コンタクトセンターのご紹介

当社コンタクトセンターでは、生命保険募集人資格を持ち社内研修を徹底した「保険アドバイザー」を配置し、お客さまからの多様かつ高度なご相談も一人で解決できるワンストップサービスを提供して

います。また、「代理店専用サポートデスク」では、委託先代理店からの様々なご照会にも対応できる体制を整備しています。

4年連続で「五つ星」認証を取得



Benchmark Award

問合せ窓口格付け三つ星
+
HDIサポートセンター認証

当社コンタクトセンターはサポートサービス業界の国際機関Help Desk Institute (HDI: ヘルプデスク協会) の日本法人HDI-Japanの「格付け調査」において、2007年度から2015年度まで9年連続で国内最高評価を示す「三つ星」を獲得しました。格付け調査とは、HDI国際サポート標準に基づいて顧客視点で三つ星～星なしの4段階で格付けする企画です。三つ星を獲得できる企業は全体の約10%ほどと獲得することが難しいものです。そのため、格付け調査は多くの企業が三つ星獲得を目指す世界標準の評価指標となっています。

また、当社は『HDI五つ星認証プログラム』の基準をクリアしていることから、2012年度から2015年度まで4年連続で国内最高評価である『五つ星』認証取得企業となりました。五つ星とは、HDIサポートセンター国際スタンダードをベースとして、認定オーディタと呼ばれるHDIサポートセンター国際認定プログラムに基づいてセンターの現地監査、評価を行うことのできる監察官が、「リーダーシップ」「方針と戦略(ビジョンミッション)」「従業員管理(ピープル)」「サポート資源(テクノロジー)」「プロセスと手順(プロセス)」の5つの要素で構成される『HDI五つ星認証プログラム』に関するインタビューを行い、一定基準を超えている場合に認証を行うものです。三つ星格付けを獲得した企業が認証された場合に『五つ星』認証となり、当社は4年連続で『五つ星』認証取得企業となりました。当社は、今後も“「あったらいいな」をいちばんに。”というコーポレートスローガンのもと、お客さまに質の高いサービスを提供していきます。

代理店専用サポートデスク

2015年8月の新商品販売に合わせて「代理店専用サポートデスク」を新設し、委託先代理店からの様々なご照会にも対応できる体制を整備しています。

「代理店専用サポートデスク」にお電話いただいた情報は、各代理店の担当者などと共有し、代理店のニーズを捉えた迅速な販売支援を行っています。各代理店の担当者と「代理店専用サポートデスク」で、委託先代理店サポート力No.1を実現します。

お客さまコミュニケーションデスク

当社商品へのご加入をご検討中のお客さまや、当社の商品をご契約中のお客さま向けに、『お客さま専用フリーダイヤル』にて、以下の対応を行っています。

- 商品に関するお問い合わせ・ご相談
- 給付金、保険金のご請求
- ご住所の変更
- 海外渡航手続き（海外移住や、転勤など）
- 保険料振替口座、クレジットカードの変更
- 保険料の払込回数の変更
- 名義変更（受取人の変更、改姓など）
- 保障内容の見直し
- その他お手続き

〈コンタクトセンター〉



コンタクトセンターフリーダイヤル

■商品に関するお問い合わせ・ご相談窓口

☎ 0120-312-201

9:00～19:00（土曜日は17:00まで）日・祝日を除く

■ご契約者さま 専用窓口

☎ 0120-226-201

9:00～19:00（土曜日は17:00まで）日・祝日を除く

■「1年組み立て保険」ご契約者さま 専用窓口

☎ 0120-833-337

9:00～19:00（土曜日は17:00まで）日・祝日を除く

● 適切に保険金等をお支払いするための取組み

基本方針

当社は、迅速・適切に漏れなく保険金等をお支払いすることと、適切な確にお客さま対応を行うことが、生命保険事業の運営において極めて重要であることと認識し、保険金等支払管理態勢の強化に取り組んでいます。

お客さまから信頼いただける保険会社であるために

当社では、保険金等のお支払いに関して経営陣自らがその態勢整備に深く関与するなど、お客さまから信頼いただける保険会社であるため、保険金等支払業務の迅速・適切な運営とともに、より公平・公正な保険金等のお支払いができる仕組みの構築に、次のとおり取り組んでいます。

- 保険金等のお支払いの適切性を高めるため、保険金等支払部門やその管理部門の整備を進めるほか、お支払いできない事案等の妥当性審議や支払に関する規程・基準の制定・改廃等に関する協議を行うための機関として保険金等審議分科会を設置し、迅速かつ適切なお支払いのための態勢構築に取り組んでいます。
- 保険金等支払業務に関しての客観性・透明性と、より公平・公正な判断を確保するため、弁護士、消費者問題専門家、医師などの社外の専門家をメンバーに含めた保険金等検証委員会を設置しています。
- 全ての保険金等支払済み事案に対して、お客さまサービス部・保険金グループ支払管理担当による支払漏れやお客さまへの請求のご案内漏れがないかの検証、コンプライアンス・リスク管理部および業務監査部による支払いの適切性についてのモニタリング検証を行っています。

2015年度の取組み

より一層お客さまサービスを向上させるため、以下のとおりご請求手続きにかかるお客さまのご負担の軽減および利便性を考慮したサービスの充実を図りました。

①「入院費用前払いサービス」によるスピーディーかつ簡便な請求手続きの開始

一般的に給付金のご請求は退院後に手続きを行いますが、入院開始時にかかる諸費用は「身の回り品（パジャマや洗面具）の購入」、「家族も含めた医療機関との往復交通費」、「医療機関への入院保証金の納入」等少なくありません。この入院開始時の諸費用に備えるため、「医療機関から発行される書類」と簡単な「申請書」で入院予定を事前エントリーいただき、入院開始日に当社へご連絡いただくことで入院一時給付金を前倒しでご請求いただくことができるサービスを開始しました。

②「特定先進医療キャッシュレスサービス」の開始とサービス導入医療機関の拡充

特定の先進医療（「重粒子線治療」または「陽子線治療」）を受療された当社のお客さまが、安心して治療に専念いただけるよう、所定の医療機関に当社が先進医療給付金を直接お支払いするサービスを開始しました。このサービスを活用することにより、お客さまのご請求手続きのご負担と、高額な先進医療技術料の一時的な経済的負担を軽減することができます。また、サービス開始と同時に本サービスを導入いただける医療機関の拡充に努め、本サービスを広く活用いただける環境も整備しました。

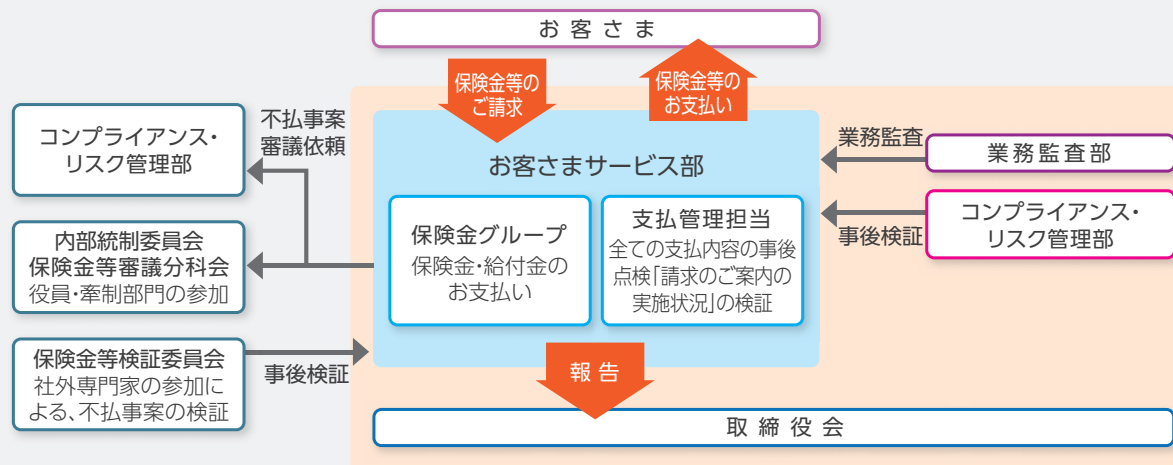
③「海外渡航のてびき」の新設

海外在住中のお客さまからのご請求に関するお問い合わせ、請求手続きの簡便化を図る目的から、海外からの保全および保険金請求の諸手続きを取りまとめた「海外渡航のてびき」を新設いたしました。また、同時に海外から当社ホームページで本冊を閲覧し、必要書類の印刷が可能になるようウェブサイトの機能拡充と情報の掲載を行いました。

その他、保険金・給付金支払に関する事務処理工程を物流面から見直し、請求書類の受領から送金までの各工程を早期化させることで支払所要日数の短縮に取り組みました。これにより、**2015年4月～2016年3月までに保険金・給付金をお支払いした案件の平均所要日数^{※1}は2.12日となり、業界トップレベルの迅速支払を維持することができています。**

※1 2015年度に書類不備や事実の確認等がなく保険金・給付金をお支払いした案件の「当社に請求書類が到着した日」から「支払金がお客さまの口座に着金した日」までの日数を平均したもの

■保険金等支払管理態勢図



〈支払件数と金額〉

(単位：件、百万円)

		個人保険			
		2014年度		2015年度	
		件数	金額	件数	金額
保険金	死亡・高度障害保険金等	79	977	77	964
給付金	入院・手術給付金等	2,381	222	2,513	245
合 計		2,460	1,200	2,590	1,210

● 新商品の開発状況

終身医療保険

ネオdeいりよう(無解約返戻金型終身医療保険)

2015年8月に、入院や治療に伴う費用負担に効率的に備える医療保険「ネオdeいりよう」を発売しました。



「ネオdeいりよう」の特長

1. 公的医療保険制度の自己負担額に応じた実額給付タイプの「治療保障特約」を創設
2. 「入院一時給付特約」の付加により入院日数にかかわらず入院時にまとまった一時金を保障
3. 「非喫煙者割引特約」の付加により過去1年間タバコを吸っていない方^{※1}は保険料が約1割～最大約3割程度^{※2}割引

「ネオdeいりよう」は、一生にわたる医療保障を低廉な保険料で備えたいというお客さまのニーズに応えて、解約返戻金をなくしたほか、「非喫煙者割引特約」を付加することにより、さらに保険料が安くなります。また、主契約の保障は入院給付金のみに絞り、ニーズに合わせて様々な特約をお選びいただくことで効率的な保障の準備が可能です。特徴的な特約として、入院した場合や外来により手術を受けた場合に、公的医療保険制度における治療費の自己負担に応じて保障する「治療保障特約」を創設しました。これは、病気やケガに対する治療方法が多様化している一方で、入院日数は短期化傾向にあり、入院日額による保障内容だけでは自己負担額をカバーしきれないというケースに対応したものです。

終身医療保険(引受基準緩和型)

ネオdeいりよう健康プロモート

(無解約返戻金型終身医療保険(引受基準緩和型))

2016年3月に、医療保険の新たなラインアップとして、健康状態に不安をかかえている方も入りやすい医療保険「ネオdeいりよう健康プロモート」を発売しました。



「ネオdeいりよう健康プロモート」の特長

1. 健康状態に不安のある方もご加入しやすいように告知項目を3つの項目に限定
2. 持病が悪化した場合でも保障
3. 健康状態が改善した場合はもちろん、健康状態を維持された場合には「健康割引特則」が適用され、保険料が約1割～最大約4割程度^{※2}割引
4. 公的医療保険制度の自己負担額に応じた実額給付タイプの「治療保障特約」が付加可能

「ネオdeいりよう健康プロモート」は、告知項目を3つに限定することで、持病や既往症があり、健康状態に不安がある方でもご加入しやすいよう引受基準を緩和した終身医療保険です。契約日から5年間、疾病入院給付金・災害入院給付金のいずれについても、給付金の支払われる入院がないか、またはその給付金の支払われる日数が通算して5日未満の場合、「健康割引特則」が適用され、以後の保険料が割引になります。

※1 当特約の付加に際しては「喫煙に関する告知」と「コチニン検査」により当社基準を満たす必要があります。

※2 契約年齢、性別、契約プランによって割引率は異なります。

治療保障保険

ネオdeちりょう(無解約返戻金型治療保障保険)

2016年3月に、医療費の自己負担額に加えて入院時の諸費用にも備えられる保険「ネオdeちりょう」を発売しました。



「ネオdeちりょう」の特長

1. 公的医療保険制度の自己負担額に応じた実額給付タイプの医療保険
2. 日帰り入院を含め、入院日数にかかわらず入院時にまとまった一時金をお支払い
3. 健康なら無事故給付金をお支払い

「ネオdeちりょう」は、「ネオdeいりょう」の「治療保障特約」を、お客さまのニーズにお応えて、単体の商品としたものです。保険期間満了までに入院治療一時給付金のお支払いがなかった場合、入院治療一時給付金と同額の入院治療無事故給付金をお支払いします。

特定疾病保障終身保険

ネオdeとりお(低解約返戻金型特定疾病保障終身保険)

2015年8月に、三大疾病(所定のがん・急性心筋梗塞・脳卒中)による所定の状態)および万一にも備えられる終身保険「ネオdeとりお」を発売しました。



「ネオdeとりお」の特長

1. 三大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)と万一を一生保障
2. 保険料払込期間中の解約返戻金の水準を抑えることで低廉な保険料を実現
3. 過去1年間タバコを吸っていない方^{*1}は保険料が約4%～最大約40%程度^{*2}割引

「ネオdeとりお」は、所定のがんと診断確定された場合のほか、急性心筋梗塞と脳卒中については公的医療保険制度適用の手術を受けられた場合、または所定の状態や症状が30日以上継続した場合に一時金をお支払いします。また、これらに該当しない場合でも、一生の死亡保障が継続します。この商品は、保険料払込期間中の解約返戻金の水準を抑えることに加え、非喫煙者割引特約を付加することにより、低廉な保険料でご契約いただけます。

(注) 上記は商品の概要を説明したものであり、契約にかかわるすべての事項を記載したものではありません。

ご加入をご検討の際は、「商品パンフレット」「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

● 保険商品一覧

(2016年7月1日現在)

商品名称	概要
無解約返戻金型終身医療保険  【保険ショップ・金融機関等でお取り扱いしている商品】  【りそな銀行・埼玉りそな銀行・近畿大阪銀行でお取り扱いしている商品】  【みずほ銀行でお取り扱いしている商品】	入院や治療に伴う費用負担に効率的に備える医療保険
無解約返戻金型終身医療保険（引受基準緩和型）  【保険ショップ等でお取り扱いしている商品】  【りそな銀行・埼玉りそな銀行・近畿大阪銀行でお取り扱いしている商品】  【2016年8月よりみずほ銀行でお取り扱い開始】	健康状態に不安をかかえている方も入りやすい医療保険
低解約返戻金型特定疾病保障終身保険  【保険ショップ・金融機関等でお取り扱いしている商品】  【りそな銀行・埼玉りそな銀行・近畿大阪銀行でお取り扱いしている商品】  【みずほ銀行でお取り扱いしている商品】	三大疾病（所定のがん・急性心筋梗塞・脳卒中による所定の状態）および万々にも備えられる終身保険
無解約返戻金型治療保障保険  【保険ショップ・金融機関等でお取り扱いしている商品】	医療費の自己負担額に加えて入院時の諸費用にも備えられる保険

(注) 上記は商品の概要を説明したものであり、契約にかかわるすべての事項を記載したものではありません。

ご加入をご検討の際は、「商品パンフレット」「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

● 商品に関する情報およびデメリット情報のご提供方法

当社では、保険契約のご加入に際し、商品のしくみや内容を、デメリットとなる情報も含めてお客さまに十分ご理解いただいたうえで申し込みいただけるよう、商品に関する十分な情報提供を行っています。

商品に関する情報やデメリット情報について、以下のご説明資料をご提供し、お客さまに理解を深めていただけるよう努めています。

ご契約締結前の情報提供

「商品パンフレット」

商品のしくみや特長、保障内容についてわかりやすく記載した資料です。



「意向確認書」

お申込みいただく商品がお客さまのご意向に沿っているかをご確認いただくための書面です。

「契約概要・注意喚起情報」

「契約概要」

ご契約の内容などに関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。

「注意喚起情報」

お申し込みの際に、特にご注意くださいいただきたい事項を記載しています。



「ご契約のしおり・約款」

ご契約についての重要事項などぜひ知っていただきたい事項をわかりやすく説明した「ご契約のしおり」と、ご契約からお支払までのさまざまな取り決めに記載した「約款」です。



● ご契約者さまへの情報提供

ご契約者さまに以下の資料をご提供し、ご契約内容の状況や会社情報等について、正確にご理解いただけるよう努めています。

ご契約に関する情報

「保険証券」

ご契約者さま宛に送付しています。ご契約内容をお知らせするとともに、保険金・給付金などのご請求やご契約内容の変更などについてわかりやすく記載しています。なお、第三者機関であるUCDA（一般社団法人ユニバーサル コミュニケーション デザイン協会）による認証を受けています。



■ 終身医療保険・終身医療保険(引受基準緩和型)・特定疾病保障終身保険・治療保障保険のご契約者さま

「総合通知」

終身医療保険、終身医療保険(引受基準緩和型)、特定疾病保障終身保険、および治療保障保険のご契約者さまに、ご契約内容等をお知らせする資料です。

1年に一度お送りします。

■ 「1年組み立て保険」のご契約者さま

「更新手続きのご案内」

「1年組み立て保険」のご契約者さまに、ご契約内容を明示のうえ、更新日での契約内容の見直しについてご案内する資料です。

毎年の更新日の2カ月前にお送りします。

経営に関する情報

「ネオファースト生命からのお知らせ」

決算の概況と主な事業活動をご報告する資料です。

1年に一度お送りします。



「会社概要」

当社の概要をお知らせする資料です。



「ネオファースト生命の現状」(当冊子)

保険業法第111条に基づくディスクロージャー資料です。

当社の業績や財務状況などを記載しています。



「Web サイト」

商品、保険料試算、会社概要などを掲載しています。

Webサイトアドレス <http://neofirst.co.jp>



より身近な保険会社を感じていただくための取組み

お客さまに当社を知っていただくために、2015年度はテレビCMを中心に広告宣伝を展開しました。テレビCMには女優・二階堂ふみさんを起用し、二階堂ふみさんが演じる「妻」を主役に据えて、夫役が登場する「〇〇の妻篇」シリーズで新商品の特長を紹介しました。

「ショッカーの妻篇」では、職業柄、健康には人一倍気をを使う必要がある夫（ショッカー戦闘員）を妻が思いやるストーリーを通して、＜治療費の自己負担に備える＞という「ネオdeいりょう（無解約返戻金型終身医療保険）」の特長を紹介しました。

ショッカーの妻篇



©石森プロ・東映

「目玉のおやじの妻篇」では、昔、タバコを吸っていた目玉のおやじが、息子（鬼太郎）の誕生を機に禁煙に成功したというストーリーを通して、＜タバコを1年以上吸っていない人は保険料が割引になる＞という「ネオdeいりょう（無解約返戻金型終身医療保険）」および「ネオdeとりお（低解約返戻金型特定疾病保障終身保険）」に共通の特長を紹介しました。

目玉のおやじの妻篇



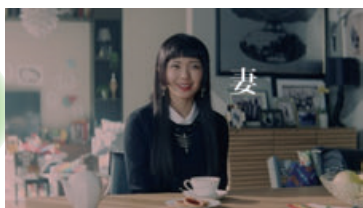
©水木プロ・東映アニメーション

「くいだおれ太郎の妻篇」では、お医者さまから継続的に健康指導を受けているにもかかわらず、つつい食べ過ぎてしまう夫（くいだおれ太郎）を心配している妻を、「ショッカー部長の妻篇」では、夫（ショッカー戦闘員）が管理職に昇進したのは嬉しかったものの、仕事柄、運動不足になってしまいメタボリックシンドローム状態となった夫を心配している妻をストーリーの中心にしています。両篇とも夫婦で健康増進に取り組む姿をコミカルに描きながら、＜持病があっても健康状態を維持すれば保険料が安くなる＞という「ネオdeいりょう 健康プロモート（無解約返戻金型終身医療保険（引受基準緩和型））」の特長を紹介しました。

くいだおれ太郎の妻篇



ショッカー部長の妻篇



©石森プロ・東映

● 健康増進への取組み

当社は、お客さまの健康増進の取組みを推進し、健康寿命の延伸につながる商品・サービスをご用意しています。保険金等のお支払いにより経済的なサポートを行うだけでなく、お客さまが生活習慣を見直し、健康維持・増進のきっかけとしていただけるような新しい保険の仕組みを提供していきます。

健康増進コンセプトを反映させた商品・サービス

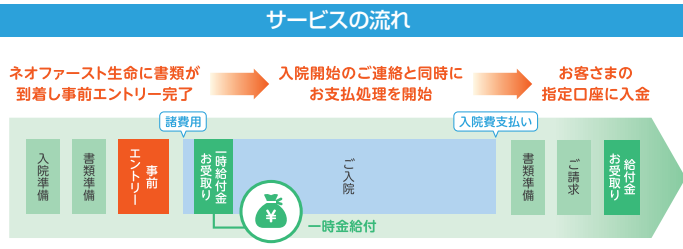
目的	商品・サービス名	概要
喫煙していない方 禁煙された方へ	■商品 『非喫煙者割引』  	「ネオdeいりょう（無解約返戻金型終身医療保険）」および「ネオdeとりお（低解約返戻金型特定疾病保障終身保険）」に適用できる非喫煙者割引を開発し、2015年8月より発売しました。この非喫煙者割引は、従来からタバコを吸っていない方はもちろん、禁煙して1年以上経過している方も、所定の検査と告知により当社の基準を満たした場合に適用が可能となります。禁煙は健康増進の要素のひとつでもあり、この保険の仕組みによって禁煙のサポートにつながればと考えています。
	『健康割引特則』 	2016年3月より発売した「ネオdeいりょう健康プロモート（無解約返戻金型終身医療保険（引受基準緩和型）」は、持病がある方の治療実績等のデータ分析等により、5年間健康状態を維持した場合は以後の保険料を割り引く「健康割引」の仕組みを新たに開発し、生命保険業界で初めて ^{※1} 引受基準緩和型の終身医療保険に適用したものです。何らかの持病がある方でも、健康状態を改善するか、または維持することにより、所定の条件を満たせば健康割引が適用となります ^{※2} 。
持病があっても健康状態を維持・改善したい方へ	■サービス 「タニタ社員食堂®レシピ」 6カ月無料利用特典の提供 	2016年3月より、「ネオdeいりょう健康プロモート（無解約返戻金型終身医療保険（引受基準緩和型）」のご契約者さまを対象に、株式会社タニタが提供するスマートフォン・携帯電話向けレシピサイト「タニタ社員食堂レシピ」を6カ月無料（通常月額200円・税抜）でご利用いただける特典を提供しています。本レシピサイトは、1定食あたりカロリー500kcal前後で塩分3g以下のタニタ食堂メニューをはじめとするヘルシーレシピ900以上を有料で公開し、栄養素表示や、メモ機能、タニタの管理栄養士への質問機能など、健康管理やダイエットに役立つ機能が充実しています。お客さまにレシピサイト「タニタ社員食堂レシピ」をご活用いただき、食習慣の改善につなげていただくことで健康維持・増進のサポートができればと考えています。 （注）タニタ社員食堂は株式会社タニタの登録商標です。

※1 生命保険協会加盟の生命保険会社が取扱う引受基準緩和型終身医療保険の中での当社調べによる。（2016年2月9日現在）

※2 主契約の支払状況にて判定し、主契約以外の給付金がお支払いされた場合でも要件を満たす場合、健康割引特則は適用されます。健康割引特則が適用された場合、主契約に加えて付加されている各特約の保険料も割り引きされます。健康割引特則の適用による割引後の保険料は契約日における年齢および保険料率を基準に計算します。

目的	商品・サービス名	概要
健康に関してお困りのときは	健康ほっとダイヤル 	お客さまが健康に関してお困りのときに“ほっと”できるような健康な生活を応援するサービスとして、ご契約者さま、被保険者さま、およびそのご家族の方がご利用いただける「健康ほっとダイヤル」のサービスを提供しています。健康・医療相談等のお電話によるご相談を承るほか、インターネットでのサービスも提供しています。 〔サービス一例〕 お電話で 健康・医療相談サービス 24時間年中無休 健康や医療に関するさまざまなご相談に専門の相談員と専門医がお応えします。栄養相談、専門医相談、医療機関相談、メンタルヘルス相談、介護相談などを無料でご利用いただけます。また、「セカンドオピニオン」を受けいただける医療機関も無料でご案内することができます。 専門医相談・紹介サービス 24時間年中無休 症状に見合った医師（専門医・病院・クリニック）をご紹介します。適切な受診ができるようサポートします。電話相談のみで、無料で紹介状を発行いたします。 Webで  笑顔オンライン わが家のげんきをそだてる「笑顔」をWebで 子育て世代に向け、健康・育児・食・生活などの最新情報を、やわらかいデザインとわかりやすい言葉でお届けします。月刊誌「笑顔」電子版のバックナンバーを1年分掲載しています。 Web なりたい自分Web あなた専用の健康アドバイスBOOKをつくれます 最近の健診結果や、ご自身のライフスタイルを入力するだけで、あなたのためだけの生活習慣改善をアドバイス。 楽しく利用しながら、なりたい自分をめざす健康管理コンテンツです。 サービスの詳細につきましては、当社の Web サイトをご確認ください。

- (注) 1. 「健康ほっとダイヤル」はネオファースト生命の保険商品の保障の一部ではありません。ネオファースト生命が提携する株式会社保健同人社が提供するサービスです。
2. 各サービスは、予告なく変更・終了する場合があります。また、予告なく提携企業を変更する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
3. 日本国内のご利用に限ります。また、一部のサービスについては地域によってご利用いただけない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
4. ご利用いただける期間は、ご契約いただいたネオファースト生命の保険契約の保険期間が終了するまでとなります。
5. ご相談内容やお取り次ぎ事項によっては、有料となるものがあります。
6. ご利用にあたり実際に提供されるサービスについては、ネオファースト生命は責任を負いかねますのであらかじめご了承ください。
7. ご家族の方は、同居の親族と別居の1親等とさせていただきます。

目的	商品・サービス名	概要
入院のご予定がある場合は	入院費用前払いサービス 	2016年3月より、支払対象となる入院に対して、簡単な手続きで入院初期に一時金をお受け取りいただく「入院費用前払いサービス」を開始しました。入院時には、日用品代やご家族の交通費、入院前の検査費用、病院への入院保証金の支払いなどの諸費用がかかる場合があります。入院に備えるための給付として、当社では「ネオdeいりょう（無解約返戻金型終身医療保険）」および「ネオdeいりょう健康プロモート（無解約返戻金型終身医療保険（引受基準緩和型）」）に付加できる特約保障に入院一時給付金、「ネオdeちりょう（無解約返戻金型治療保障保険）」の基本保障に入院治療一時給付金がありますが、一般的に退院後に診断書を受け取ってからのご請求となるため、入院開始時に費用を一時的に立て替えていただく必要があります。 そこで、「入院費用前払いサービス」をご活用いただくことで、入院初期に前倒しで入院一時給付金（入院治療一時給付金）を受け取ることが可能になります。これにより、必要な時に給付金をお受け取りいただけるため、安心して治療に専念いただけます。 サービスの流れ 
先進医療を受けられる場合は	先進医療給付金に関するサービス	①先進医療情報検索ナビ 先進医療はその制度上、対象となる技術や医療機関が限られているため、当社では治療開始前や給付金をご請求いただく前に先進医療特約の対象となるかをご自身でお調べいただける情報検索サイト「先進医療情報検索ナビ」(http://neofirst.co.jp/senshiniryonavi/)を提供しています。 ②特定先進医療キャッシュレスサービス 治療費が高額となる「重粒子線」または「陽子線」の先進医療を受療された場合、当社が先進医療給付金を対象医療機関^{※1}に直接お支払いする「特定先進医療キャッシュレスサービス」をご用意しています。 先進医療に対する技術料は公的医療保険の適用対象外であることにより全額自己負担となります。「特定先進医療キャッシュレスサービス」を活用いただくことで一時的に生じる高額な費用負担がなく、安心して治療に専念いただけます。

※1 事前に当社のサービス導入についてご了解いただいている医療機関になります。

ネオファースト生命の健康増進への想い

もしものときに備える。

それは保険の大事な使命です。

でも、もしものとき以外、保険はお客さまの役に立っているでしょうか？

人はどんなときも健康でいたいもの。

お客さまの人生に寄り添う保険会社として、その想いに応えられるはず。

私たちネオファースト生命は、新しい視点で、保険の仕組みをつくります。

それは、健康増進につながる保険。

保険に加入する時や、そして継続している時も、健康を見直し、維持、改善する。

そのきっかけとなるような保険です。

健康のために、どんどん使う。役立てる。

“「あったらいいな」をいちばんに。”を大切にするネオファースト生命が考える新しい保険です。

保険で健康になろう。

第一生命グループとしてのInsurance Technologyへの取組み



第一生命グループでは保険ビジネス(Insurance)とテクノロジー(Technology)の両面から生命保険事業独自のイノベーションを創出する取組みを“InsTech”(インステック)と銘打ち、最優先の戦略課題としてグループ全体で推進しています。その一環として第一生命の約1,000万人のお客さま情報を含む医療ビッグデータ等の解析等を行い、更なるリスク細分化型の商品や、ご加入者の健康の維持・増進の取組みの促進につながり、健康寿命の延伸に貢献できるような新たな商品の開発を進めています。

自治体との連携

横浜市と「市民の健康づくりに係る連携に関する覚書」を締結

2016年6月に、横浜市と「市民の健康づくりに係る連携に関する覚書」を締結しました。横浜市では、健康寿命日本一を目指し、新たな健康施策を、経済の分野などとも連携して幅広く展開し、全市民が健康づくりに取り組むまちづくりを進めています。本覚書については、この取組の一環として締結したものです。



横浜市健康福祉局 鯉淵 信也 局長(写真左)
当社 代表取締役社長 徳岡 裕士(写真右)

● 代理店教育・研修の概略

生命保険の販売においては、お客さまのニーズを正確に把握し、お客さま一人ひとりの意向に合わせた保険商品を提案することが大切です。

ネオファースト生命では、営業パートナーである保険代理店の募集人がお客さまへ最適な提案ができるよう営業担当者が代理店を訪問し、日常的な情報提供や研修にて代理店の皆さまをサポート

しています。

営業担当者による研修は商品知識に限らず、お客さまに提案する際の注意点やコンプライアンスに関する注意点などを含め、募集人の皆さまがお客さまへ最適な提案ができるようフォローアップしています。

業界共通研修

- ・ 一般課程試験 ・ 専門課程試験
- ・ 応用課程試験 ・ 大学課程試験

営業担当者による継続的なサポート

- ・ 商品知識研修 ・ 販売手法研修
- ・ コンプライアンス研修 ・ 販売事務、アフターサービス知識研修など

● 人財育成

● 人財育成方針

当社では、求める人財像をネオファーストバリュー（全員経営、チャレンジ精神、心をひとつに）と定め、第一生命グループの一員としてお客さま、社会の皆さまからの期待に応え続け企業価値を高めるための自律した人財の育成を目指します。

● 人財育成策

OJTではバランス・スコアカードの視点で組織課題・個人課題を設定した上で、業務を通じたPDCAサイクルを回し、計画的・継続的な育成を実施します。

Off-JTでは、全員経営の実践に向けて、グループ内外の好事例研究を中心とした社長塾を実施するとともに、部門別育成の強化に向けて各所属で部長塾を実施します。

また、自己啓発の支援策としてeラーニング等の様々なメニューを準備しています。これらの育成策実施とあわせ、ネオファーストバリューを実践している社員を顕彰するネオファーストバリュープライズを四半期ごとに実施します。

人財育成全体像

ネオファースト生命の企業価値を高めるための自律した人財の育成

ネオファーストバリューの実践（ネオファーストバリュープライズ＝表彰制度）

全員経営

- 自律 「自らを律し、磨く」
- 多様性の尊重 「多様性を尊重する」
- 主体 「自ら考え、行動する」

チャレンジ精神

- 早く＆速く 「早く着手・速く遂行する」
- 熱く 「真摯に取り組む」
- 挑む 「常にチャレンジする」

心をひとつに

- 戮力 「力を合わせる」
- 協心 「心を合わせる」
- 相互成長 「お互いに学び合う」

Off-JT プログラム

全員経営の実践 （DSR経営の浸透）

社長塾の実施

プロフェッショナルスキルの 追求

部長塾の実施
（部門別育成強化）

各職位に求められる 役割理解

階層別研修
選抜研修

自己啓発

- ・ 蒼梧記念論文の執筆
- ・ eラーニング制度
- ・ 公募型研修制度
- ・ 奨励金制度
- ・ 社外資格取得

ネットワーク強化

グループ全社のトレーニー制度、社外交流会

● 経営管理体制

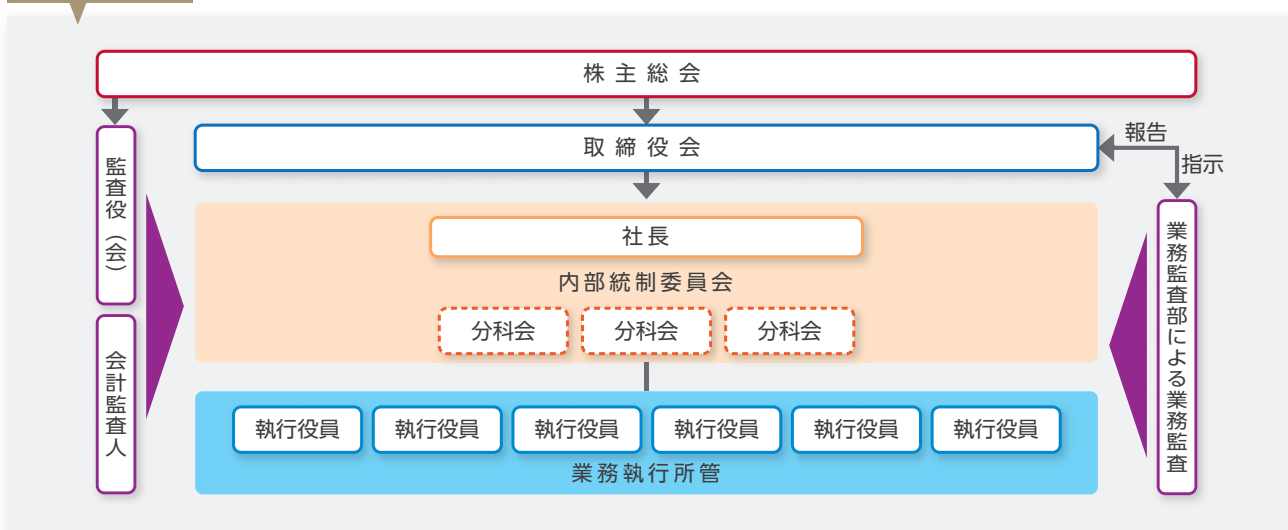
取締役会は、経営の重要な意思決定を行うとともに、業務執行の監督を行います。意思決定・監督と業務執行を分離し機能強化を図るため、執行役員制度を導入しています。執行役員は、取締役会が選任し、取締役会が定める分担に従って業務を執行します。

また、内部統制に関する基本的な考え方や取組方針等を定めた「内部統制基本方針」に基づき、内部統制態勢の整備および運営、重要な業務遂行および経営上の重要事項について審議する機関として、内部統制委員会を設置しています。内部統制委員会は、常勤の

取締役、執行役員、保険計理人および社長の指名する部長で構成しています。なお、特定の事項についての審議、報告を目的とした分科会を内部統制委員会に置いています。

監査役は取締役会に出席、さらに常勤の監査役は内部統制委員会にオブザーバーとして出席するとともに、取締役、執行役員、部門へのヒアリング等を通じて、取締役および執行役員の職務執行の監査を行います。

経営管理体制



● リスク管理

基本認識

当社では、健全かつ適切な業務運営を確保し、保険契約上の責務を確実に履行するために、当社におけるさまざまなリスクについて把握・評価を行い、各リスク特性に基づいた的確な対応を行うとともに、それらのリスクを統合的に管理することとしています。さらに、

それらのリスク量と自己資本等の財務基盤を会社全体で管理し、会社の健全性向上に努めています。

また、通常のリスク管理だけでは対処できないような危機・大規模災害が発生する事態に備え、管理体制を整備しています。

リスク管理に関する方針・規程等

当社では、まず「内部統制基本方針」のなかで、リスク管理に関する基本的な考え方や取組み方針などについて定めています。この基本方針のもと、リスクごとの管理の考え方を統合的リスク管理方針

および各リスク毎の基本方針で定め、さらに、これらの基本方針を踏まえた実務上のルールとして各リスク管理規程等を制定しています。

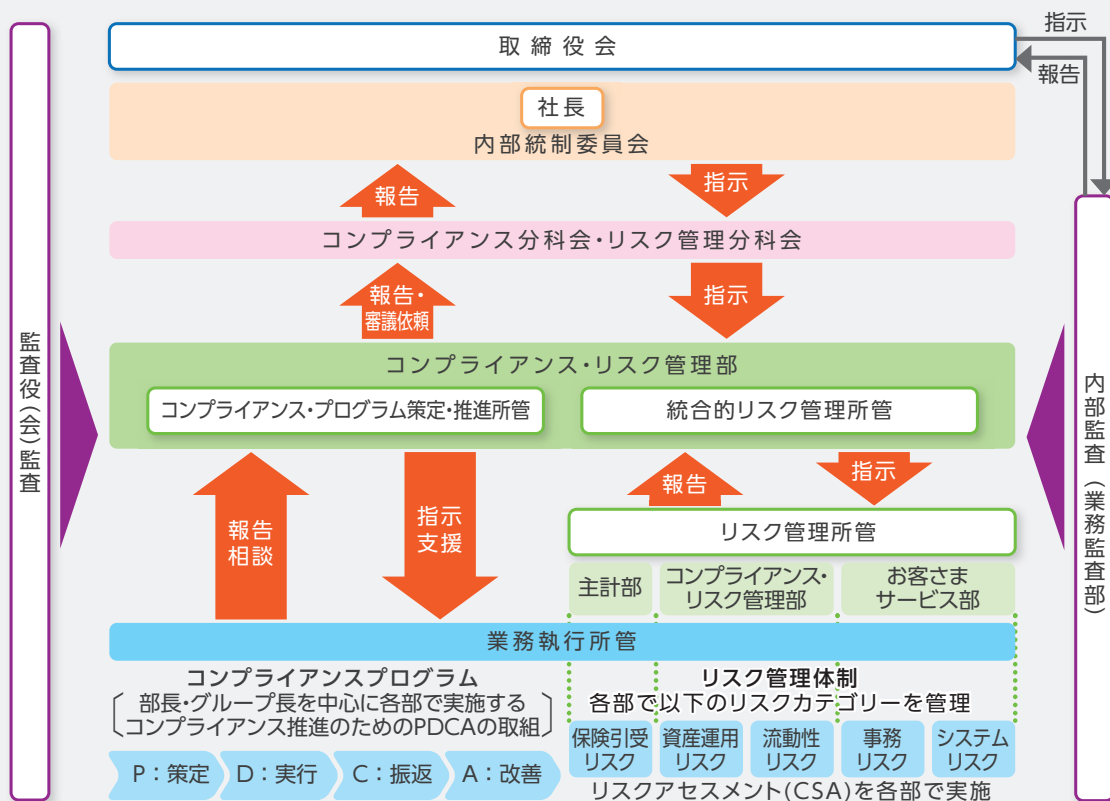
リスク管理に関する組織体制

事業運営を通じて発生する各種リスクについては、リスク管理基本方針に基づき、各リスク管理所管がリスクカテゴリーごとに業務執行を牽制する体制を整備しています。さらに、会社全体のリスクを統合的に管理する組織として、コンプライアンス・リスク管理部を設置し、体制の強化を図っています。また、定期的開催される内部統制委員会（コンプライアンス分科会・リスク管理分科会）などに

おいて、経営層が各リスクに対する情報を共有化し、意思決定に資する体制としています。こうしたリスク管理機能の有効性・適切性は業務監査部が検証しています。

リスク管理の状況は、取締役会・内部統制委員会に報告されています。さらに監査役は、経営層をはじめとして、会社のリスク管理全般を対象に監査を実施しています。

コンプライアンス・リスク管理に関する組織体制



統合的リスク管理の取組み

統合的リスク管理とは、当社が直面するリスクに関して、潜在的に重要なリスクを含めて相対的に捉え、自己資本などと比較し、さらに、保険引受や保険料率設定などフロー面を含めた事業全体としてリスクをコントロールする枠組みです。当社では、当社の内部モデルに基づき計量化した各種リスク量を統合し、自己資本などと対比することなどにより健全性をコントロールしています。

当社では、リスク管理分科会を設置し、各リスクの抑制および管理体制の強化を推進しています。さらに、負債特性を考慮した資産運用方針の策定、新商品の開発、適切な予定利率などの設定などにおいて、リスク管理所管が保険引受リスク、資産運用リスクなどのチェックや妥当性の検証を行っています。

ERMの推進

当社は、資本・リスク・利益の状況に応じた経営計画・資本政策などを策定し、事業活動を進めるエンタープライズ・リスク・マネジメント(ERM:Enterprise Risk Management)を推進しています。ERMに関するリスク管理の取組みとして、経営計画などを策定する

際に、統合的リスク管理所管がその妥当性を検証するほか、リスク許容度を設定・管理することなどにより、リスクの所在、種類および特性を踏まえて資本・リスク・利益を適切にコントロールするとともに、リスク管理の高度化を推進しています。

ストレス・テストの実施

当社では、リスク量の計量化では捉えきれない事象を認識・把握するため、金融市場の混乱や大規模災害などの過去の出来事や将来見通しなどに基づき考えられる最悪の状況を想定したストレス・テストを実施し、健全性に与える影響を分析しています。

ストレス・テストの結果は、取締役会・内部統制委員会などに定期的に報告されており、必要に応じて市場環境などの確認、モニタリングの強化、経営上あるいは財務上の対応を検討・実施することとしています。

リスクの定義

リスクの種類		内 容
保険引受リスク		「経済情勢や保険事故の発生率などが保険料設定時の予測に反して変動することにより、会社が損失を被るリスク」に代表されるリスクです。
資産運用リスク	市場リスク	金利、為替、株式などの様々な市場環境の変化により、保有する資産・負債の価値が変動し損失を被るリスクや、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクです。
	信用リスク	信用供与先の財務状況の悪化などにより、資産の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクです。
流動性リスク		保険料収入の減少などにより資金繰りが悪化し、通常よりも著しく低い価格での資産売却を余儀なくされ損失を被るリスク(資金繰りリスク)、および市場の混乱などにより市場取引ができなくなるなどのリスク(市場流動性リスク)です。
事務リスク		役員および社員が正確な事務を怠るあるいは事故・不正を起こすこと等により、お客さまおよび会社が損失を被るリスクです。
システムリスク		コンピュータシステムのダウンもしくは誤作動などのシステム不備、またはコンピュータの不正使用などによって、お客さまおよび会社が損失を被るリスクです。

(注) 当社では、上記リスクのほか、法務リスク、労務リスクおよび風評リスクについて、リスク管理を実施しています。

● 情報システムに関する状況

当社では、業務系基幹システムのほか、コンタクトセンターシステムおよびインターネットを活用し、業務の効率化およびお客さまサービスの向上に努めています。また、ITを活用した情報セキュリティ対策についても強化を図り、情報管理の徹底に努めています。

1. 基幹システム

基幹システムでは、既存の商品に加えて、2015年8月から順次発売になっている新商品についても、保険契約にかかる引受け・保険料収納・契約保全・保険金支払等の業務を迅速に処理しています。

2. コンタクトセンターシステム

当社用にカスタマイズしたコンタクトセンター用パッケージソフトを使用して、契約保全関連の受付に対応するとともに、バックオフィスにおける業務に活用しています。

3. インターネット

インターネットを介して各種お問い合わせに対応するほか、ご契約者さま向けお手続きのご案内を行っています。

4. 代理店

2015年8月からの新商品発売にあたって、新たに代理店支援システムを構築し、活用していただいています。

●コンプライアンス（法令等遵守）

基本認識

当社は、法令等を遵守し、社会的規範、市場ルールに従うことが事業活動を行ううえでの大前提であると認識しています。当社は、生命保険会社としての社会的責任と公共的使命を自覚し、社会及び

お客さまからの揺るぎない信頼の確立と向上に向け、すべての事業運営においてコンプライアンスを推進し、公正かつ透明な企業活動を行ってまいります。

コンプライアンスに関する方針・規程等

当社は、コンプライアンスを経営の重要課題として位置付け、社会及びお客さまから信頼される企業でありつづけるために、取締役会において「内部統制基本方針」を定め、この中でコンプライアンス

に関する基本的考え方などを規定しています。この基本方針のもと、実務上のルールとして「コンプライアンス規程」を制定し、態勢整備や推進に関する細目を定めています。

コンプライアンスに関する組織体制

コンプライアンス推進統括部門であるコンプライアンス・リスク管理部は、各部門のコンプライアンス推進の責任者である各部門長（部長）と連携して、コンプライアンスの定着と徹底を図っています。

また、当社は、全社的なコンプライアンスを推進するため、コンプラ

イアンス分科会を設置しています。ここでコンプライアンスに関する重要事項を協議し、取締役会等に報告する体制としています。さらに、社員のコンプライアンスに関する相談窓口「スピーク・アップ窓口」の設置など一層の態勢強化を実施しています。

コンプライアンス推進体制

32ページ「コンプライアンス・リスク管理に関する組織体制」の図表をご覧ください。

コンプライアンスの推進

各部門では、取締役会が毎年度決定するコンプライアンス・プログラムに基づき、具体的な推進計画を策定し、コンプライアンス推進の取り組みを行っています。推進計画の進捗状況は、定期的に取締役会に報告され、経営がその推進状況を把握・評価できる態勢となっています。

さらに、コンプライアンスの一層の浸透を図るために、「コンプライ

アンスマニュアル」を作成し、全社員に周知徹底を図るとともに、全役職員に対する定期的なコンプライアンス研修に活用する等、知識の向上と意識の定着に努めています。

また、保険募集に関与する代理店・募集人のために「コンプライアンスマニュアル（代理店用）」を作成し、研修・指導に活用しています。

勧誘方針

当社は、“お客さま第一主義「一生涯のパートナー」”を創立以来の経営理念とする第一生命保険株式会社のグループ会社の一員として、お客さまにご満足いただける最適な商品・サービスの提供に努めます。

1. 法令等の遵守

・当社は、お客さまからの信頼にお応えしていくため、法令及び社会規範、各種ルール、社規等を遵守した適切な勧誘・提案活動を行います。

2. 適切な勧誘について

・お客さまへの訪問・電話連絡等に当たっては、時間帯等ご都合に配慮し、お客さまのご意向に基づいた適切な勧誘活動を行います。

3. 適切な提案について

・お客さまの年齢、知識、ご家族の状況およびご加入目的等を踏まえ、お客さまに適した商品を提案いたします。
・商品の提案を行うに際しては、適切な資料を活用し、お客さまに商品内容を正しくご理解いただけるよう努めます。
・ご契約内容その他契約条項にかかわる重要事項について、お客さまにご理解いただくため、「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」等の説明書・冊子をお渡しする等により説明・明示を行います。
・特に高齢のお客さまに対しては、説明の内容を十分にご理解いただけるよう、より丁寧に分かりやすく説明・対応いたします。
・お申込みをいただく際に「意向確認書」にて、お申込みをされる保険商品がお客さまのニーズに合致していることについて再確認させていただき、お客さまのご意向に沿った商品にご加入いただけるよう努めます。

4. 教育について

・高いコンプライアンス意識の醸成と、適切な勧誘・提案が行われるための体制およびルールの整備・強化に努めます。
・お客さまのご期待にお応えできるよう、研修を継続的に実施し、知識・スキルを備えた社員の育成に取組みます。

5. お客さまの声について

・お客さまからの様々なお問い合わせ、ご意見、ご相談には、丁寧かつ速やかに対応いたします。また、お客さまからお寄せいただいたご意見・ご要望を真摯に受け止め、その後の販売・勧誘に反映してまいります。

6. 個人情報の保護について

・業務上知り得たお客さまに関する情報については、当社で定めた個人情報保護方針に則り、厳格な管理の下、適切に取り扱います。

● 利益相反管理方針

当社は、当社が行う利益相反のおそれのある取引について、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、法令等およびこの方針に則り適切に管理します。

利益相反管理方針の概要

ネオファースト生命保険株式会社(以下、「当社」といいます)は、親会社である第一生命保険株式会社(以下、「親会社」といいます)の定める利益相反管理方針(以下、「第一生命グループ利益相反管理方針」といいます)に則り、親会社または親会社が定める子金融機関等が行う取引に伴って利益相反が発生することによりお客さまの利益が不当に害されることがないよう、利益相反のおそれがある取引の適切な管理を行います。

1.利益相反管理態勢の整備

当社は、利益相反管理所管および利益相反管理者を定め、業務担当所管等から独立した立場で利益相反取引を一元的に管理します。また、当社は親会社の利益相反管理統括所管と連携し、定期的に管理態勢を検証し、必要に応じて見直しを行います。

2.利益相反のおそれがある取引の特定プロセス、類型等

本方針の対象となる取引とは、お客さまが自己の利益を優先させてくれるとの合理的な期待を抱く状況において、お客さまの利益が不当に害されるおそれがある取引です。

対象取引の特定にあたっては、利益相反管理者が、親会社の利益相反管理統括者と連携し、個別具体的な事情を総合的に勘案して決定します。

利益相反のおそれがある取引の類型は、第一生命グループ利益相反管理方針に則り以下のとおりとします。なお、これらは継続して検証を行い、必要に応じて見直しを行います。

- (1) 当社の利益を不当に優先させることにより、お客さまの利益を不当に害する可能性がある場合
- (2) 他のお客さまの利益を不当に優先させることにより、お客さまの利益を不当に害する可能性がある場合
- (3) お客さまの取引情報を当社が不当に利用して利益を得る可能性がある場合
- (4) その他お客さまの利益を不当に害するおそれがある場合

3.利益相反管理の方法

当社は利益相反管理を、以下に掲げる方法により行いますが、これらに限ることなく、個別具体的な事情も勘案し、適切な管理を行います。

- (1) 対象取引に関わる会社・部署の間で情報の遮断を行う方法
- (2) 対象取引の公正性を確認の上、取引条件または方法を変更する方法
- (3) 対象取引を中止する方法
- (4) 対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客さまに開示する方法

4.利益相反管理の対象となる第一生命グループ金融機関等の範囲

本方針において、利益相反管理の対象となる主なグループ金融機関等は、以下のとおりです。

第一生命保険株式会社
第一フロンティア生命保険株式会社
DIAMアセットマネジメント株式会社
ネオステラ・キャピタル株式会社
資産管理サービス信託銀行株式会社
ジャパンエクセレントアセットマネジメント株式会社
みずほ第一フィナンシャルテクノロジー株式会社
Janus Capital Group Inc.

以上

● お客さま情報の保護

当社は、個人情報の重要性に鑑み、個人情報保護の方針として「個人情報保護方針」を策定し、これに従って、お客さまに関する情報を適切に取り扱うための取り組みを行っています。「個人情報

保護方針」は、当社ホームページ(<http://neofirst.co.jp>)で公表しています。

個人情報保護方針

ネオファースト生命保険株式会社(以下、当社といいます)では、お客さまからの信頼を第一と考え、経営品質の向上に向け、個人情報の保護に関する法律(以下、個人情報保護法といいます)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、番号法といいます)、保険業法など関係法令等を遵守し、個人情報の保護に努めます。

1. 個人情報の利用目的

- (1) 個人情報は、以下の利用目的の達成に必要な範囲にのみ利用し、それ以外の目的には利用しません。
 - ① 各種保険契約のお引き受け・ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
 - ② 当社のグループ会社・関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
 - ③ 当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
 - ④ その他保険に関連・付随する業務
- (2) 前号にかかわらず、番号法で定める個人番号(以下、個人番号といいます)を含む特定個人情報は、以下の事務実施に必要な範囲にのみ利用し、ご本人の同意があっても、それ以外の目的には利用しません。
 - ① 保険に関する取引がある場合：
保険取引に関する法定調書作成事務
 - ② 不動産に関する取引がある場合：
不動産取引に関する支払調書作成事務
 - ③ 報酬・料金・契約金・賞金支払に関する取引がある場合：
報酬・料金・契約金及び賞金の支払調書作成事務
 - ④ その他上記①～③に関連する事務
- (3) これらの利用目的は、当社ホームページおよびディスクロージャー誌等に掲載するほか、ご本人から直接書面等にて情報を取得する場合に明示いたします。

2. 取得・保有する個人情報の種類

取得・保有する個人情報は、氏名、住所、生年月日、性別、職業、健康状態、個人番号等、前項の利用目的を達成するために必要な個人情報です。

3. 個人情報取得の方法

個人情報を取得するにあたっては、個人情報保護法、番号法、保険業法、保険契約約款、その他関係法令等に照らし適正な方法によるものとします。

4. 個人情報の提供

- (1) 当社では、次の場合を除いて個人情報を外部に提供することはありません。
 - ① ご本人が同意されている場合
 - ② 法令に基づく場合
 - ③ 保険契約および特約の内容を一般社団法人生命保険協会に登録する等、個人情報保護法に基づき共同利用する場合
 - ④ 業務の一部について、利用目的の達成に必要な範囲内で委託を行う場合
 - ⑤ その他個人情報保護法に基づき提供が認められている場合
- (2) 前号にかかわらず、当社では、番号法で認められている場合を除いて特定個人情報を外部に提供することはありません。

5. 個人情報の保護管理

個人情報は、正確かつ最新の内容を保つよう努め、個人情報を保護するため組織的安全管理措置、人的安全管理措置、物理的安全管理措置および技術的安全管理措置を講じ、適宜見直します。また、当社では「内部統制委員会」を設置し、情報の適正な管理の推進をはかり、個人情報の保護に向けた取組を行っています。

6. 個人情報の開示、訂正等のご請求

個人情報について開示、訂正等のご依頼があった場合は、請求者がご本人であることを確認させていただいたうえで、業務の適正な実施に著しい支障をきたす等特別な理由のない限り速やかに対応いたします。

7. 個人情報保護方針の見直し

本方針は、適切な個人情報保護を実施するため、環境の変化等を踏まえ、継続的に見直します。

【お問い合わせ先】

個人情報の取扱いに関するお問い合わせおよびお申出については、適切に対応させていただきますので、個人情報の開示・訂正を含め、右記窓口までお問い合わせ下さい。

ネオファースト生命保険株式会社 コンタクトセンター
住所 東京都品川区大崎2-11-1 大崎ウィズタワー
フリーダイヤル 0120-066-201(個人情報専用)
受付時間 9:00～19:00

(土曜日は17:00まで/日・祝日・年末年始を除く)

ホームページアドレス <http://neofirst.co.jp/>

● 反社会的勢力への対応

基本認識

当社では、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力による不当要求等に対して毅然とした態度を堅持することによりこれを拒絶するとともに、反社会的勢力との関係を遮断することに

努め、公共の信頼の維持や健全な企業経営の実現を目指しています。そのため、反社会的勢力からの不当要求に対しては、組織全体で対応することとし、一切の関係遮断・被害防止に努めています。

反社会的勢力への対応に関する方針・規程等

「内部統制基本方針」において、反社会的勢力による被害の防止に関する基本的な考え方や取組方針について規定するとともに、この方針に基づく「反社会的勢力対策規程」を制定し、全役員および

社員の役割、統括部署の役割、各部署での対応等の基本的事項について定めています。

反社会的勢力への対応体制

反社会的勢力への対応について、コンプライアンス・リスク管理部を統括所管として、関係遮断・被害防止体制の整備・強化を推進しています。各部では、自所管において、反社会的勢力から不当要求等何らかの接触がある場合には、統括所管であるコンプライアンス・リスク管理部と連携のうえ、組織として適切な対応を図る体制と

しています。

また、コンプライアンス・リスク管理部では、平素より有事に備え、所轄警察署、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関との緊密な連携体制の構築にも努めています。

● CSRの取組み

当社は、企業の社会的責任を果たし、持続可能な社会の実現に貢献することを目指し、地域社会のNPOや公益法人等と協働し、社会貢献活動や環境対策に取り組んでいます。

2015年度のおもな取組み

1. 障がい者の自立支援

障がい者の支援事業者と協力して、障がい者による手作り商品の出張販売会を継続的に実施しています。販売会での当社社員との交流を通じ、障がい者の自立を支援しています。

＜出張販売会の実績＞

- ・福祉作業所「のぞみ園」



多くの社員が販売会に参加しました

2. 東日本大震災の被災地支援

社員から古本などを収集して得た売却金を公益社団法人シャンティ国際ボランティア会に寄付し、「走れ東北!移動図書館プロジェクト」を継続的に支援しています。移動図書館は、被災地の仮設団地等を巡回し、住民の方々の心の癒やしや交流につながっています。



社員から収集した古本の数：105冊

3. 節電

節電のために全社で、ブラインドの有効活用、パソコンの節電、空調温度の調整、クールビズ等に取り組んでいます。

● 平成28年熊本地震への対応

平成28年熊本地震により被害を受けられた皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。本地震発生以降、当社では以下の取り組みを行っています。

I. 特別取扱の実施

当社では、本地震により災害救助法が適用された地域*のお客さまに対し、下記のとおり特別取扱を実施しました。

1. 保険料のお支払いについて

保険料をお支払い中のご契約で、このたびの災害による影響でお支払いが困難な場合、ご契約者さまに対し、お申し出により保険料の支払い猶予期間を最長6ヶ月延長することとしました。

2. 保険金・給付金請求手続きの簡易取扱について

保険金・給付金のお支払いについて、お手続きに必要な書類を一部省略する等により、簡易迅速なお取扱いをすることとしました。

3. 給付金等の全額支払い

入院給付金、通院給付金および手術給付金等については、約款上地震等により削減して支払うかまたは支払わないことがあると規定されていますが、これを適用せず全額お支払いすることとしました。

4. 必要な入院治療を受けられなかった場合の特別取扱について

当社では、約款規定に基づき、病院または診療所において医師による入院治療を受けた場合に入院給付金をお支払いすることになっておりますが、この度の地震では、本来入院による治療が必要であったにもかかわらず、病院または診療所にご入院できないケースが想定されることを踏まえ、入院給付金のお支払いについて次のとおりお取扱いすることとしました。

(1) ご入院を直ちに出来なかった場合

この度の地震により、入院治療が必要なけがをされたものの、被災地等の事情により直ちにご入院することが出来ず、一定期間経過後にご入院された場合は、お申出をいただくことにより、けがをされた日からご入院を開始したものととして入院給付金をお支払いすることとしました。

(2) ご退院が当初の予定より早まった場合

引き続き入院治療が必要であったものの、病院が満床である等の理由により、ご退院が当初の予定より早まり、その後は臨時施設（病院と同等に見なせる施設）等で医師により入院と同等の治療を受けた、または医師の指示により自宅療養された場合は、本来必要な入院期間についての医師の証明書等をご提出いただくことで当該期間についてもご入院されたものとして入院給付金をお支払いすることとしました。

(3) ご入院出来なかった場合

入院治療が必要であったにもかかわらず、病院が満床である等の理由によりご入院出来ず、臨時施設等で医師により入院と同等の治療を受けた場合は、本来必要な入院期間についての医師の証明書等をご提出いただくことで当該期間についてご入院されたものとして入院給付金をお支払いすることとしました。

II. お客さまへの対応

1. お客さま対応の強化

各種特別取扱の確実なご案内や丁寧なご対応をさせていただくために、「震災対応専用ダイヤル（フリーダイヤル）」を設置するとともに、災害救助法が適用された地域のお客さまに対し、上記の「特別取扱」と「震災対応専用ダイヤル」のご案内を記載したお見舞状をお届けしました。

2. お客さまの安否確認、お見舞い活動

災害救助法が適用された地域*のお客さまに対し、当社コンタクトセンターよりお客さまの安否を確認させていただく電話連絡を行い、あわせて特別取扱の確実なご案内や、ご要望のあったお客さまにお見舞い品（飲料水）をお届けする活動を実施しました。

III. 第一生命グループの取り組み

当社を含む第一生命グループでは、被災された皆さまの支援にお役立ていただくための義援金への取り組みを行ったほか、被災地の復旧・復興に向けた活動への支援・協賛等を行っています。

※ 対象地域は内閣府HP「災害救助法の適用状況」より、「熊本県熊本地方の地震に係る災害救助法の適用について」をご確認ください。

URL http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

ネオファースト生命の現状2016
(2015年4月1日～2016年3月31日)
データファイル

データファイル目次

I. 会社の概況および組織	42
1. 沿革	42
2. 経営の組織	43
3. 店舗	43
4. 資本金の推移	43
5. 株式の総数	44
6. 株式の状況	44
(1) 発行済株式の種類等	44
(2) 大株主	44
7. 主要株主の状況	44
8. 取締役・監査役・執行役員	44
9. 会計監査人の名称	45
10. 従業員の在籍・採用状況	45
11. 平均給与（内勤職員）	45
12. 平均給与（営業職員）	45
II. 保険会社の主要な業務の内容	46
1. 主要な業務の内容	46
2. 経営方針	46
III. 直近事業年度における事業の概況	47
1. 直近事業年度における事業の概況	47
2. 契約者懇談会開催の概況	47
3. 相談・苦情処理態勢、相談（照会、苦情）の件数、 および苦情からの改善事例	47
4. 契約者に対する情報提供の実態	47
5. 商品に対する情報及びデメリット情報提供の方法	47
6. 代理店教育・研修の概略	47
7. 新規開発商品の状況	47
8. 保険商品一覧	47
9. 情報システムに関する状況	47
10. 公共福祉活動、厚生事業団活動の概況	47
IV. 直近5事業年度における主要な業務の 状況を示す指標	48
V. 財産の状況	48
1. 貸借対照表	48
2. 損益計算書	52
3. キャッシュ・フロー計算書	54
4. 株主資本等変動計算書	55
5. 債務者区分による債権の状況	57
6. リスク管理債権の状況	57
7. 元本補填契約のある信託に係る貸出金の状況	57
8. 保険金等の支払能力の充実の状況 （ソルベンシー・マージン比率）	58
9. エンベディッド・バリューの状況	59
(1) エンベディッド・バリューについて	59
(2) 当社のEEV	59
(3) 前提条件を変更した場合の影響 （センシティブティ）	59
(4) EEV計算上の主要な前提条件	60
(5) 注意事項	60
10. 有価証券等の時価情報（会社計）	61
(1) 有価証券の時価情報	61
(2) 金銭の信託の時価情報	62
(3) デリバティブ取引の時価情報	62
11. 経常利益等の明細（基礎利益）	63
12. 計算書類等について会社法による会計監査人の監査	64
13. 計算書類等について金融商品取引法に基づく公認会計士 または監査法人の監査証明	64
14. 財務諸表の適正性、および財務諸表作成に係る内部監査 の有効性について	64
15. 事業年度の末日において、保険会社が将来にわたって事 業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるよ うな事象または状況その他保険会社の経営に重要な影響 をおよぼす事象が存在する場合には、その旨およびその 内容、当該重要事象等についての分析および検討内容な らびに当該重要事象等を解消し、または改善するための 対応策の具体的内容	64
VI. 業務の状況を示す指標等	65
1. 主要な業務の状況を示す指標等	65
(1) 決算業績の概況	65
(2) 保有契約高及び新契約高	65
(3) 年換算保険料	65
(4) 保障機能別保有契約高	66
(5) 個人保険及び個人年金保険契約種類別保有 契約高	67
(6) 異動状況の推移	68
(7) 契約者配当の状況	68
2. 保険契約に関する指標等	68
(1) 保有契約増加率	68
(2) 新契約平均保険金及び保有契約平均保険金 （個人保険）	69
(3) 新契約率（対年度始）	69
(4) 解約失効率（対年度始）	69
(5) 個人保険新契約平均保険料（月払契約）	69
(6) 死亡率（個人保険主契約）	69
(7) 特約発生率（個人保険）	69
(8) 事業費率（対収入保険料）	70
(9) 保険契約を再保険に付した場合における、 再保険を引き受けた主要な保険会社等の数	70
(10) 保険契約を再保険に付した場合における、 再保険を引き受けた保険会社等のうち、支 払再保険料の額が大きい上位5社に対する 支払再保険料の割合	70
(11) 保険契約を再保険に付した場合における、 再保険を引き受けた主要な保険会社等の格 付機関による格付に基づく区分ごとの支払 再保険料の割合	70

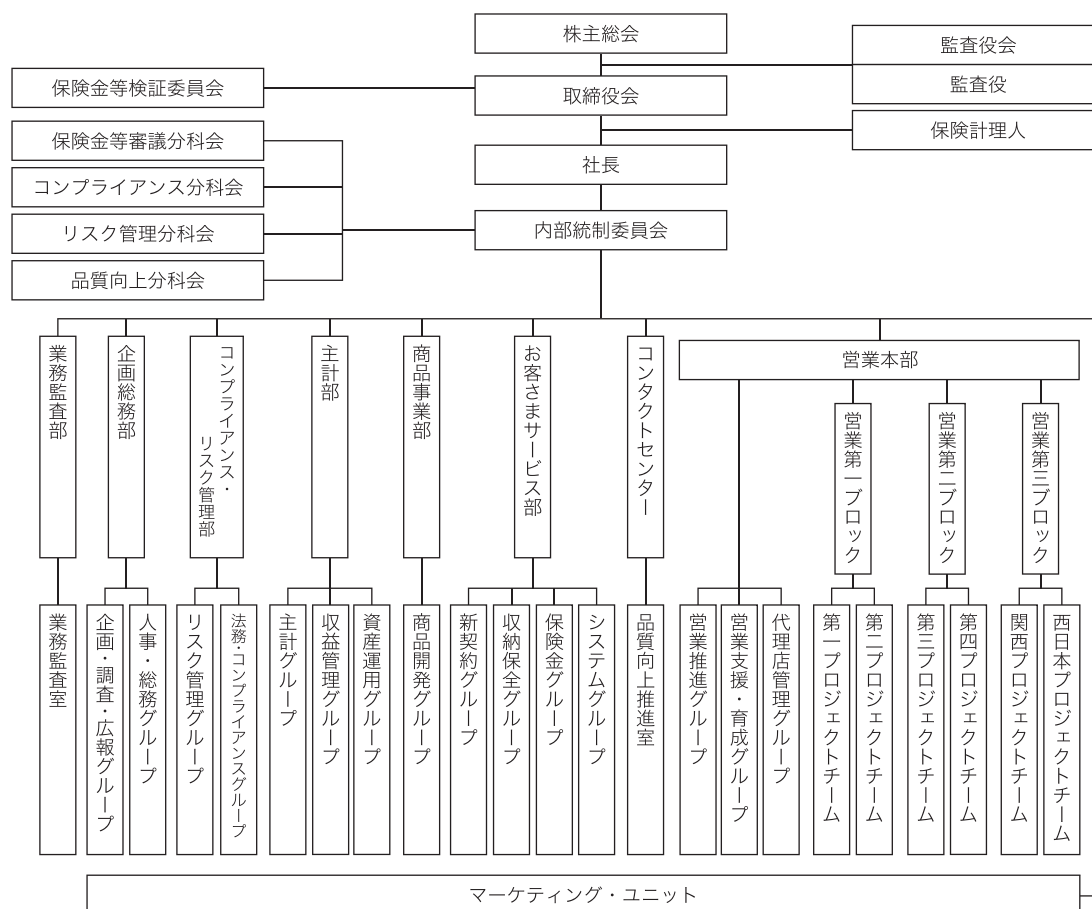
(12) 未だ収受していない再保険金の額	70	(21) 貸付金地域別内訳	81
(13) 第三分野保険の給付事由または保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合	70	(22) 貸付金担保別内訳	81
3. 経理に関する指標等	71	(23) 有形固定資産明細表	81
(1) 支払備金明細表	71	(24) 固定資産等処分益明細表	82
(2) 責任準備金明細表	71	(25) 固定資産等処分損明細表	82
(3) 責任準備金残高の内訳	71	(26) 賃貸用不動産等減価償却費明細表	82
(4) 個人保険及び個人年金保険の責任準備金の積立方式、積立率、残高（契約年度別）	72	(27) 海外投融資の状況	82
(5) 特別勘定を設けた保険契約であって、保険金等の額を最低保証している保険契約に係る一般勘定の責任準備金の残高、算出方法、その計算の基礎となる係数	72	(28) 海外投融資利回り	82
(6) 契約者配当準備金明細表	72	(29) 公共関係投融資の概況（新規引受額・貸出額）	82
(7) 引当金明細表	72	(30) 各種ローン金利	82
(8) 特定海外債権引当勘定の状況	72	(31) その他の資産明細表	82
(9) 資本金等明細表	72	5. 有価証券等の時価情報（一般勘定）	83
(10) 保険料明細表	73	(1) 有価証券の時価情報	83
(11) 保険金明細表	73	(2) 金銭の信託の時価情報	84
(12) 年金明細表	73	(3) デリバティブ取引の時価情報	84
(13) 給付金明細表	73	VII.保険会社の運営	85
(14) 解約返戻金明細表	73	1. リスク管理の体制	85
(15) 減価償却費明細表	74	2. 法令遵守の体制	85
(16) 事業費明細表	74	3. 第三分野に係る責任準備金の積立てについて（法第二百一十一条第一項第一号の確認（第三分野保険に係るものに限る。）の合理性および妥当性）	85
(17) 税金明細表	74	4. 金融ADR制度について	85
(18) リース取引	74	5. 個人データ保護について	85
(19) 借入金残存期間別残高	75	6. 反社会的勢力との関係遮断のための基本方針	86
4. 資産運用に関する指標等	75	VIII.特別勘定に関する指標等	86
(1) 資産運用の概況	75	IX.保険会社およびその子会社等の状況	86
(2) 運用利回り	77		
(3) 主要資産の平均残高	78		
(4) 資産運用収益明細表	78		
(5) 資産運用費用明細表	78		
(6) 利息及び配当金等収入明細表	79		
(7) 有価証券売却益明細表	79		
(8) 有価証券売却損明細表	79		
(9) 有価証券評価損明細表	79		
(10) 商品有価証券明細表	79		
(11) 商品有価証券売買高	79		
(12) 有価証券明細表	80		
(13) 有価証券残存期間別残高	80		
(14) 保有公社債の期末残高利回り	80		
(15) 業種別株式保有明細表	81		
(16) 貸付金明細表	81		
(17) 貸付金残存期間別残高	81		
(18) 国内企業向け貸付金企業規模別内訳	81		
(19) 貸付金業種別内訳	81		
(20) 貸付金使途別内訳	81		

I. 会社の概況および組織

1. 沿革

1999年 4月	日産火災海上保険株式会社の100%子会社として資本金50億円で ディー・アイ・ワイ生命保険株式会社設立（本社：東京都中野区中野）
1999年 5月	金融再生委員会の事業免許を取得 営業開始
2001年 3月	資本金を80億円に増額
2002年 7月	損保ジャパン・ディー・アイ・ワイ生命保険株式会社に社名変更
2007年11月	資本金を97.5億円に増額
2008年 9月	資本金を101億円に増額
2009年 3月	本社を東京都新宿区西新宿へ移転
2014年 8月	第一生命保険株式会社の100%子会社となる
2014年11月	ネオファースト生命保険株式会社に社名変更 本社を東京都品川区大崎へ移転
2015年 6月	関西オフィスを大阪府大阪市北区に開設
2015年 8月	資本金を251億円に増額
2015年 8月	第一生命グループとなって初となる商品を発売
2015年11月	西日本オフィスを福岡県福岡市博多区に開設

2. 経営の組織（2016年7月1日現在）



3. 店舗（2016年7月1日現在）

本社

〒141-0032

東京都品川区大崎2-11-1 大崎ウィズタワー

電話：03-5434-7031（代表）

営業本部 営業第三ブロック

〒530-0001

（関西プロジェクトチーム）

大阪府大阪市北区梅田1-8-17 大阪第一生命ビル

電話：06-6345-2660（代表）

営業本部 営業第三ブロック

〒812-0039

（西日本プロジェクトチーム）

福岡県福岡市博多区冷泉町5-35 福岡祇園第一生命ビルディング

電話：092-263-8601（代表）

4. 資本金の推移（2016年7月1日現在）

年 月 日	増 資 額	増資後資本金	摘 要
1999年 4月23日	5,000百万円	5,000百万円	会社設立
2001年 3月 8日	3,000百万円	8,000百万円	
2007年11月20日	3,500百万円	9,750百万円	増資額のうち1,750百万円を資本準備金に組み入れ
2008年 9月12日	700百万円	10,100百万円	増資額のうち350百万円を資本準備金に組み入れ
2015年 8月 5日	30,000百万円	25,100百万円	増資額のうち15,000百万円を資本準備金に組み入れ

5. 株式の総数（2016年7月1日現在）

発行する株式の総数	10,000千株
発行済株式の総数	2,400千株
株主数	1名

6. 株式の状況（2016年7月1日現在）

(1) 発行済株式の種類等

発行済 株式	種 類	発 行 数	内 容
	普通株式	2,400千株	—

(2) 大株主

株 主 名	当社への出資状況		当社の大株主への出資状況	
	持 株 数	持株比率	持 株 数	持株比率
第一生命保険株式会社	2,400千株	100.0%	—千株	—%

(注) 当社の株主は上記1株主です。

7. 主要株主の状況（2016年7月1日現在）

名称	主たる営業所または事務所の所在地	資本金	事業の内容	設立年月日	株式等の総数等に占める所有株式等の割合
第一生命保険株式会社	東京都千代田区有楽町1-13-1	343,146百万円	生命保険業	1902年9月15日	100.0%

8. 取締役・監査役・執行役員（2016年7月1日現在）

男性 13名 女性 1名 （取締役・監査役・執行役員のうち女性の比率 7%）

役 職 名	氏 名	担 当
取締役社長 （代表取締役）	とくおか ゆうじ 徳岡 裕士	
取締役 専務執行役員	こが むねのり 古賀 宗徳	担当：営業本部、 コンタクトセンター（代理店対応） 営業本部長委嘱
取締役 常務執行役員	つのだ こうじ 角田 耕二	担当：商品事業部 商品事業部長委嘱
取締役 常務執行役員	つつみ よしかず 堤 良一	担当：企画総務部（除く広報） 企画総務部長委嘱
取締役 執行役員	やない まさお 梁井 正雄	担当：お客さまサービス部 コンタクトセンター（除く代理店対応） お客さまサービス部長委嘱
取締役 執行役員	いしかわ えいじ 石川 栄二	担当：コンプライアンス・リスク管理部 コンプライアンス・リスク管理部長委嘱
取締役	てらもと ひでお 寺本 秀雄	
常勤監査役	かわはら こうさく 川原 浩策	
監査役	こんどう ふさかず 近藤 総一	

監査役	つちや ふみあき 土屋 文昭	
監査役	いしかわ まさとし 石川 正敏	
執行役員	まえはら とよみ 前原 豊美	担当：ブランド・営業戦略・営業企画等全般 企画総務部（広報） マーケティング・ユニット長委嘱
執行役員	すずき ひろひさ 鈴木 博久	担当：業務監査部 業務監査部長委嘱
執行役員	なかじま よしお 中島 芳夫	担当：主計部 コンプライアンス・リスク管理部のうち一部を石川取締役執行役員と共担

9. 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

10. 従業員の在籍・採用状況

区 分	在 籍 数		採 用 数		2015年度末	
	2014年度末	2015年度末	2014年度	2015年度	平均年齢	平均勤続年数
内勤職員	76名	105名	26名	53名	43.0歳	2.8年
（男 子）	51	67	21	35	44.7	2.5
（女 子）	25	38	5	18	40.1	3.3
営業職員	—	—	—	—	—	—
（男 子）	—	—	—	—	—	—
（女 子）	—	—	—	—	—	—

（注）従業員には使用人兼務取締役、休職者等を含んでいません。

11. 平均給与（内勤職員）

（単位：千円）

区 分	2014年度	2015年度
内勤職員	569	693

（注）平均給与月額とは各年3月中の税込定例給与であり、賞与および時間外手当は含んでいません。

12. 平均給与（営業職員）

該当ありません。

Ⅱ. 保険会社の主要な業務の内容

1. 主要な業務の内容

1. 生命保険業
2. 他の保険会社（外国保険業者を含む。）その他金融業を行う者の業務の代理または事務の代行、債務の保証その他の前号の業務に付随する業務
3. 国債、地方債または政府保証債の売買、地方債または社債その他の債券の募集または管理の受託その他の保険業法により行うことのできる業務および保険業法以外の法律により生命保険会社が行うことのできる業務
4. その他前各号の業務に付帯または関連する事項

2. 経営方針

P.3の経営基本方針をご覧ください。

Ⅲ. 直近事業年度における事業の概況

1. 直近事業年度における事業の概況

P.6～12をご覧ください。

2. 契約者懇談会開催の概況

2015年度は、契約者懇談会を開催しませんでした。

3. 相談・苦情処理態勢、相談（照会、苦情）の件数、および苦情からの改善事例

P.13～14をご覧ください。

4. 契約者に対する情報提供の実態

P.23～24をご覧ください。

5. 商品に対する情報及びデメリット情報提供の方法

P.23をご覧ください。

6. 代理店教育・研修の概略

P.30をご覧ください。

7. 新規開発商品の状況

P.20～21をご覧ください。

8. 保険商品一覧

P.22をご覧ください。

9. 情報システムに関する状況

P.33をご覧ください。

10. 公共福祉活動、厚生事業団活動の概況

P.37をご覧ください。

Ⅳ.直近 5 事業年度における主要な業務の 状況を示す指標

P.12をご覧ください。

Ⅴ.財産の状況

1.貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	2014年度末 〔2015年 3月31日現在〕	2015年度末 〔2016年 3月31日現在〕	科 目	2014年度末 〔2015年 3月31日現在〕	2015年度末 〔2016年 3月31日現在〕
	金 額	金 額		金 額	金 額
(資産の部)			(負債の部)		
現 金 及 び 預 貯 金	2,250	26,739	保 険 契 約 準 備 金	844	999
預 貯 金	2,250	26,739	支 払 備 金	56	116
有 価 証 券	2,881	2,280	責 任 準 備 金	787	882
国 債	1,965	1,364	代 理 店 借	3	—
そ の 他 の 証 券	915	916	再 保 険 借	30	28
有 形 固 定 資 産	64	221	そ の 他 負 債	170	1,370
リ ー ス 資 産	17	12	未 払 法 人 税 等	34	1
その他の有形固定資産	46	209	未 払 金	0	0
無 形 固 定 資 産	0	3	未 払 費 用	115	1,352
ソ フ ト ウ ェ ア	0	3	預 り 金	1	1
その他の無形固定資産	0	0	リ ー ス 債 務	18	12
代 理 店 貸	0	—	仮 受 金	0	2
再 保 険 貸	1	36	退 職 給 付 引 当 金	40	6
そ の 他 資 産	374	491	特 別 法 上 の 準 備 金	19	20
未 収 金	168	215	価 格 変 動 準 備 金	19	20
前 払 費 用	11	0	繰 延 税 金 負 債	0	1
未 収 収 益	0	0	負 債 の 部 合 計	1,110	2,425
預 託 金	127	130	(純資産の部)		
仮 払 金	2	1	資 本 金	10,100	25,100
そ の 他 の 資 産	63	142	資 本 剰 余 金	2,100	17,100
貸 倒 引 当 金	△1	△1	資 本 準 備 金	2,100	17,100
			利 益 剰 余 金	△7,740	△14,856
			そ の 他 利 益 剰 余 金	△7,740	△14,856
			繰 越 利 益 剰 余 金	△7,740	△14,856
			株 主 資 本 合 計	4,459	27,343
			その他有価証券評価差額金	1	2
			評価・換算差額等合計	1	2
			純 資 産 の 部 合 計	4,461	27,346
資 産 の 部 合 計	5,571	29,771	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	5,571	29,771

(貸借対照表の注記)

2014年度	2015年度
1. 有価証券の評価は、その他有価証券のうち時価のあるものについては3月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについて、取得差額が金利調整差額と認められる公社債については移動平均法による償却原価法（定額法）、それ以外の有価証券については移動平均法による原価法によっています。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しています。 2. 固定資産の減価償却の方法は、次のとおりです。 ① 有形固定資産（リース資産を除く。） 定率法によっています。 ② リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっています。 ③ ソフトウェア 利用可能期間に基づく定額法によっています。 3. 貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、当社の定める「資産査定規程」、「同細則」、「償却及び引当金計上規程」および「同細則」に基づき、次のとおり計上しています。 個別債権ごとに査定し、回収可能性に重大な懸念があると判断した債権または重大な価値の毀損が生じていると判断した債権については必要と認められる額を引当てています。 4. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当年度末における退職給付債務の見込額を計上しています。 5. 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しています。 6. 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、事業費等の費用は税込方式によっています。なお、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生事業年度に費用処理しています。	1. 有価証券の評価は、その他有価証券のうち時価のあるものについては3月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについて、取得差額が金利調整差額と認められる公社債については移動平均法による償却原価法（定額法）、それ以外の有価証券については移動平均法による原価法によっています。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しています。 2. 固定資産の減価償却の方法は、次のとおりです。 ① 有形固定資産（リース資産を除く。） 定率法によっています。 ② リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっています。 ③ 無形固定資産（リース資産を除く。） ソフトウェア 利用可能期間に基づく定額法によっています。 3. 貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、当社の定める「資産査定規程」、「同基準書」、「償却及び引当金計上規程」および「同基準書」に基づき、次のとおり計上しています。 個別債権ごとに査定し、回収可能性に重大な懸念があると判断した債権または重大な価値の毀損が生じていると判断した債権については必要と認められる額を引当てています。 4. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当年度末における退職給付債務の見込額を計上しています。 5. 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しています。 6. 消費税および地方消費税の会計処理は、税込方式によっています。 7. 責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しています。

2014年度	2015年度																																
7. 責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しています。 ① 標準責任準備金の対象契約については金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号） ② 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式	① 標準責任準備金の対象契約については金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号） ② 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式																																
8. 当社は、適正な収益管理とリスク管理を実施し、資産運用における事業の健全性維持という観点から、リスク管理の強化に努め、投資環境と運用の多様化に即応した効率的な運用を目指すことを基本方針としています。この方針に基づき、安全性・換金性（流動性）に留意し、運用しています。 なお主な金融商品として、有価証券は市場リスクおよび信用リスクに晒されています。 市場リスク管理については、代表的な計測手法であるバリュー・アット・リスク（VaR）手法を用いて市場リスク量を計測し、管理を行っています。また、信用リスクについては、個別の投資先について定期的に信用状況を調査し、管理を行っています。	8. 従来、消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式（事業費等の費用は税込方式）によっていましたが、当年度から免税業者となり税込方式に変更しています。この変更による当期の経常損失および税引前純損失に与える影響は軽微です。																																
9. 当社は、適正な収益管理とリスク管理を実施し、資産運用における事業の健全性維持という観点から、リスク管理の強化に努め、投資環境と運用の多様化に即応した効率的な運用を目指すことを基本方針としています。この方針に基づき、安全性・換金性（流動性）に留意し、運用しています。 なお主な金融商品として、有価証券は市場リスクおよび信用リスクに晒されています。 市場リスク管理については、代表的な計測手法であるバリュー・アット・リスク（VaR）手法を用いて市場リスク量を計測し、管理を行っています。また、信用リスクについては、個別の投資先について定期的に信用状況を調査し、管理を行っています。	9. 当社は、適正な収益管理とリスク管理を実施し、資産運用における事業の健全性維持という観点から、リスク管理の強化に努め、投資環境と運用の多様化に即応した効率的な運用を目指すことを基本方針としています。この方針に基づき、安全性・換金性（流動性）に留意し、運用しています。 なお主な金融商品として、有価証券は市場リスクおよび信用リスクに晒されています。 市場リスク管理については、代表的な計測手法であるバリュー・アット・リスク（VaR）手法を用いて市場リスク量を計測し、管理を行っています。また、信用リスクについては、個別の投資先について定期的に信用状況を調査し、管理を行っています。																																
主な金融資産にかかる貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。 （単位：百万円） <table><tr><th></th><th>貸借対照表計上額</th><th>時価</th><th>差額</th></tr><tr><td>(1) 現金及び預貯金</td><td>2,250</td><td>2,250</td><td>—</td></tr><tr><td>(2) 有価証券</td><td>2,881</td><td>2,881</td><td>—</td></tr><tr><td>その他有価証券</td><td>2,881</td><td>2,881</td><td>—</td></tr></table> (1) 現金及び預貯金 時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。 (2) 有価証券 3月末日の市場価格等によっています。		貸借対照表計上額	時価	差額	(1) 現金及び預貯金	2,250	2,250	—	(2) 有価証券	2,881	2,881	—	その他有価証券	2,881	2,881	—	主な金融資産にかかる貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。 （単位：百万円） <table><tr><th></th><th>貸借対照表計上額</th><th>時価</th><th>差額</th></tr><tr><td>(1) 現金及び預貯金</td><td>26,739</td><td>26,739</td><td>—</td></tr><tr><td>(2) 有価証券</td><td>2,280</td><td>2,280</td><td>—</td></tr><tr><td>その他有価証券</td><td>2,280</td><td>2,280</td><td>—</td></tr></table> (1) 現金及び預貯金 時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。 (2) 有価証券 3月末日の市場価格等によっています。		貸借対照表計上額	時価	差額	(1) 現金及び預貯金	26,739	26,739	—	(2) 有価証券	2,280	2,280	—	その他有価証券	2,280	2,280	—
	貸借対照表計上額	時価	差額																														
(1) 現金及び預貯金	2,250	2,250	—																														
(2) 有価証券	2,881	2,881	—																														
その他有価証券	2,881	2,881	—																														
	貸借対照表計上額	時価	差額																														
(1) 現金及び預貯金	26,739	26,739	—																														
(2) 有価証券	2,280	2,280	—																														
その他有価証券	2,280	2,280	—																														
9. 有形固定資産の減価償却累計額は58百万円です。																																	
10. 繰延税金資産の総額は、554百万円、繰延税金負債の総額は、0百万円です。繰延税金資産は全額評価性引当額として控除しています。 繰延税金資産の発生は、保険契約準備金144百万円、繰越欠損金379百万円です。繰延税金負債の発生は、その他有価証券の評価差額によるものです。	10. 有形固定資産の減価償却累計額は116百万円です。 11. 関係会社に対する金銭債務の総額は9百万円です。 12. 繰延税金資産の総額は、2,533百万円、繰延税金負債																																

2014年度	2015年度
「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）の公布に伴い、2015年4月1日以降に開始する事業年度に適用されるものについては法定実効税率が30.80%から28.84%に変更になりました。この変更による当期末の繰延税金負債への影響は軽微です。 当年度の法人税等の負担率は5.78%であり、法定実効税率30.80%との差異の主な内訳は、評価性引当額△25.40%です。 11. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金（以下「出再支払備金」という。）の金額は該当ありません。また、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という。）の金額は57百万円です。 12. 1株当たりの純資産額は、11,153円47銭です。 13. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は78百万円です。 なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しています。 14. 当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を設けています。退職給付債務の算定については簡便法を採用しており、退職給付引当金は40百万円です。 15. 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しています。	の総額は、1百万円です。繰延税金資産は全額評価性引当額として控除しています。 繰延税金資産の発生の主な原因は、保険契約準備金137百万円、減価償却超過額1,218百万円、繰越欠損金1,158百万円です。繰延税金負債の発生は、その他有価証券の評価差額によるものです。 「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」が2016年3月29日に国会で成立したことに伴い、2016年4月1日以降に開始する事業年度に適用されるものについては法定実効税率が28.24%に、2018年4月1日以降に開始する事業年度に適用されるものについては法定実効税率が28.00%にそれぞれ変更になりました。この変更による当期末の繰延税金負債への影響は軽微です。 当年度の法人税等の負担率は△0.06%であり、法定実効税率28.84%との差異の主な内訳は、評価性引当額△28.81%です。 13. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金（以下「出再支払備金」という。）の金額は10百万円です。また、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という。）の金額は55百万円です。 14. 1株当たりの純資産額は、11,394円23銭です。 15. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は83百万円です。 なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しています。 16. 当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を設けています。退職給付債務の算定については簡便法を採用しており、退職給付引当金は6百万円です。 17. 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しています。

2. 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	2014年度 〔2014年4月 1日から 2015年3月31日まで〕	2015年度 〔2015年4月 1日から 2016年3月31日まで〕
	金 額	金 額
経 常 収 益	3,945	3,940
保 険 料 等 収 入	3,817	3,892
保 険 料 入 料	3,736	3,796
再 保 険 収 入	81	96
資 産 運 用 収 益	4	2
利 息 及 び 配 当 金 等 収 入	3	2
有 価 証 券 利 息 ・ 配 当 金	3	2
有 価 証 券 売 却 益	0	—
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	0	0
そ の 他 経 常 収 益	123	45
支 払 備 金 戻 入 額	81	—
責 任 準 備 金 戻 入 額	41	—
退 職 給 付 引 当 金 戻 入 額	—	34
そ の 他 の 経 常 収 益	0	10
経 常 費 用	3,210	11,049
保 険 金 等 支 払 金	1,336	1,343
保 険 金 給 付 金	977	964
給 付 金 返 戻 金	222	245
そ の 他 返 戻 金	4	5
再 保 険 料	131	128
責 任 準 備 金 等 繰 入 額	—	154
支 払 備 金 繰 入 額	—	60
責 任 準 備 金 繰 入 額	—	94
資 産 運 用 費 用	0	0
支 払 利 息	0	0
事 業 費 用	1,793	9,346
そ の 他 経 常 費 用	79	203
税 金	18	125
減 価 償 却 費	42	67
退 職 給 付 引 当 金 繰 入 額	2	—
そ の 他 の 経 常 費 用	16	11
経 常 利 益 (△ は 経 常 損 失)	735	△7,109
特 別 利 益	0	—
固 定 資 産 等 処 分 益	0	—
特 別 損 失	72	2
固 定 資 産 等 処 分 損	58	1
特 別 法 上 の 準 備 金 繰 入 額	0	0
価 格 変 動 準 備 金 繰 入 額	0	0
そ の 他 特 別 損 失	13	—
税 引 前 当 期 純 利 益 (△ は 税 引 前 当 期 純 損 失)	662	△7,111
法 人 税 及 び 住 民 税	38	4
法 人 税 等 合 計	38	4
当 期 純 利 益 (△ は 当 期 純 損 失)	624	△7,116

(損益計算書の注記)

2014年度	2015年度																				
1. 関係会社との取引による収益の総額は0百万円、費用の総額は0百万円です。 2. 有価証券売却益は株式0百万円です。 3. 支払備金戻入額の計算上、差し引かれた出再支払備金戻入額の金額はありません。責任準備金戻入額の計算上、足し上げられた出再責任準備金繰入額の金額は0百万円です。 4. その他特別損失は、本店移転に関する費用です。 5. 1株あたりの当期純利益の金額は1,560円28銭です。 6. 退職給付費用の総額は、5百万円です。 7. 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しています。	1. 関係会社との取引による収益の総額は0百万円、費用の総額は3,414百万円です。 2. 支払備金繰入額の計算上、差し引かれた出再支払備金繰入額の金額は10百万円です。責任準備金繰入額の計算上、足し上げられた出再責任準備金戻入額の金額は2百万円です。 3. 1株あたりの当期純損失の金額は4,157円98銭です。 4. 退職給付費用の総額は、6百万円です。 5. 関連当事者との取引は以下の通りです。 (単位：百万円) <table><tr><th>種類</th><th>会社等の名称</th><th>議決権等の所有（被所有）の割合</th><th>関連当事者との関係</th></tr><tr><td>親会社</td><td>第一生命保険株式会社</td><td>被所有 直接100%</td><td>役員の受入 出向者の受入等</td></tr></table><table><tr><th>取引の内容</th><th>取引金額</th><th>科目</th><th>期末残高</th></tr><tr><td>増資の引受（注1）</td><td>30,000</td><td>－</td><td>－</td></tr><tr><td>コンピュータシステムの譲渡（注2）</td><td>2,947</td><td>－</td><td>－</td></tr></table> （注1） 当社の行った第三者割当増資を、第一生命保険株式会社が1株につき15千円で引き受けたものです。 （注2） 価格その他の取引条件は、市場実勢、類似取引を勘案し決定しています。取引金額には消費税等を含めています。 6. 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しています。	種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）の割合	関連当事者との関係	親会社	第一生命保険株式会社	被所有 直接100%	役員の受入 出向者の受入等	取引の内容	取引金額	科目	期末残高	増資の引受（注1）	30,000	－	－	コンピュータシステムの譲渡（注2）	2,947	－	－
種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）の割合	関連当事者との関係																		
親会社	第一生命保険株式会社	被所有 直接100%	役員の受入 出向者の受入等																		
取引の内容	取引金額	科目	期末残高																		
増資の引受（注1）	30,000	－	－																		
コンピュータシステムの譲渡（注2）	2,947	－	－																		

3. キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	2014年度 〔2014年4月 1日から 2015年3月31日まで〕	2015年度 〔2015年4月 1日から 2016年3月31日まで〕
	金 額	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益 (△は損失)	662	△7,111
減価償却費	42	67
支払備金の増減額 (△は減少)	△81	60
責任準備金の増減額 (△は減少)	△41	94
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△0	△0
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	2	△34
価格変動準備金の増減額 (△は減少)	0	0
利息及び配当金等収入	△3	△2
有価証券関係損益 (△は益)	△0	—
支払利息	0	0
有形固定資産関係損益 (△は益)	58	1
代理店貸の増減額 (△は増加)	0	0
再保険貸の増減額 (△は増加)	20	△34
その他資産 (除く投資活動関連・財務活動関連) の増減額 (△は増加)	△131	△134
代理店借の増減額 (△は減少)	△0	△3
再保険借の増減額 (△は減少)	0	△2
その他負債 (除く投資活動関連・財務活動関連) の増減額 (△は減少)	1	1,233
小 計	530	△5,865
利息及び配当金等の受領額	10	5
利息の支払額	△0	△0
法人税等の支払額	△4	△37
営業活動によるキャッシュ・フロー	535	△5,898
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△661	—
有価証券の売却・償還による収入	665	600
資 産 運 用 活 動 計 (営業活動及び資産運用活動計)	3 (539)	600 (△5,298)
有形固定資産の取得による支出	△46	△212
有形固定資産の売却による収入	0	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△42	387
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	—	30,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	—	30,000
現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	492	24,489
現金及び現金同等物期首残高	2,673	3,165
現金及び現金同等物期末残高	3,165	27,655

(キャッシュ・フロー計算書の注記)

2014年度	2015年度
現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係	1. キャッシュ・フロー計算書における「現金及び現金同等物」の範囲は、貸借対照表上の「現金及び預貯金」、「有価証券」のうちMMF等です。
現金及び預貯金 2,250百万円	2. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりです。
有 価 証 券 2,881	現金及び預貯金 26,739 (百万円)
現金同等物以外の有価証券 <u>△1,965</u>	有価証券 2,280 (百万円)
現金及び現金同等物 <u>3,165</u>	<u>うち現金同等物以外の有価証券 △1,364 (百万円)</u>
	現金及び現金同等物 27,655 (百万円)
	3. 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しています。

4. 株主資本等変動計算書

2014年度

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本 合 計
		資本準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	
当期首残高	10,100	2,100	△8,364	3,835
当期変動額				
当期純利益			624	624
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	—	—	624	624
当期末残高	10,100	2,100	△7,740	4,459

	評価・換算差額等		純資産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	1	1	3,837
当期変動額			
当期純利益			624
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△0	△0	△0
当期変動額合計	△0	△0	624
当期末残高	1	1	4,461

2015年度

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本 合 計
		資本準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	
当期首残高	10,100	2,100	△7,740	4,459
当期変動額				
新株の発行	15,000	15,000		30,000
当期純損失			7,116	7,116
株主資本以外の項目の当 期変動額（純額）				
当期変動額合計	15,000	15,000	△7,116	22,883
当期末残高	25,100	17,100	△14,856	27,343

	評価・換算差額等		純資産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	1	1	4,461
当期変動額			
新株の発行			30,000
当期純損失			7,116
株主資本以外の項目の当 期変動額（純額）	1	1	1
当期変動額合計	1	1	22,884
当期末残高	2	2	27,346

(株主資本等変動計算書の注記)

2014年度					2015年度				
1. 発行済株式の種類および総数ならびに自己株式の種類および株式数に関する事項 (単位：千株)					1. 発行済株式の種類および総数に関する事項 (単位：千株)				
	当期首 株式数	当期増加 株式数	当期減少 株式数	当期末 株式数		当期首 株式数	当期増加 株式数	当期減少 株式数	当期末 株式数
発行済株式 普通株式	400	—	—	400	発行済株式 普通株式	400	2,000	—	2,400
2. 新株予約権および自己新株予約権に関する事項 該当ありません。					普通株式の発行済株式数の増加2,000千株は、第一生命保険株式会社を割当先とする新株の発行による増加です。				
3. 配当金支払額 該当ありません。					2. 新株予約権および自己新株予約権に関する事項 該当ありません。				
4. 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しています。					3. 配当金支払額 該当ありません。				
					4. 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しています。				

5. 債務者区分による債権の状況

該当ありません。

6. リスク管理債権の状況

該当ありません。

7. 元本補填契約のある信託に係る貸出金の状況

該当ありません。

8. 保険金等の支払能力の充実の状況（ソルベンシー・マージン比率）

（単位：百万円）

項 目	2014年度末	2015年度末
ソルベンシー・マージン総額 (A)	4,936	27,795
資本金等	4,459	27,343
価格変動準備金	19	20
危険準備金	455	428
一般貸倒引当金	—	—
（その他有価証券評価差額金（税効果控除前）・繰延ヘッジ損益（税効果控除前））×90%（マイナスの場合100%）	2	3
土地の含み損益×85%（マイナスの場合100%）	—	—
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	—	—
負債性資本調達手段等	—	—
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	—	—
控除項目	—	—
その他	—	—
リスクの合計額 $\sqrt{(R_1 + R_8)^2 + (R_2 + R_3 + R_7)^2} + R_4$ (B)	478	557
保険リスク相当額 R_1	369	336
第三分野保険の保険リスク相当額 R_8	84	89
予定利率リスク相当額 R_2	0	0
最低保証リスク相当額 R_7	—	—
資産運用リスク相当額 R_3	89	323
経営管理リスク相当額 R_4	16	22
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	2,064.1%	9,969.9%

（注）上記は、保険業法施行規則第86条、第87条および平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。

9. エンベディッド・バリューの状況

(1) エンベディッド・バリューについて

エンベディッド・バリュー（Embedded Value：潜在価値と訳される。以下、「EV」）は、「貸借対照表上の純資産の部の金額に必要な修正を加えた修正純資産」と、「保有契約から生じる将来の税引後利益の現在価値である保有契約価値」を合計したものであり、生命保険会社の企業価値を表す指標のひとつです。

現行の生命保険会社の法定会計では、新契約獲得から会計上の利益の実現までに時間がかかります。一方、EVでは、将来の利益貢献が新契約獲得時に認識されるため、法定会計による財務情報を補強することができると考えられています。

第一生命グループでは、当グループをよりよくご理解いただくため、2007年度末EVより、ヨーロッパ・エンベディッド・バリュー原則（EEV原則）に準拠したEV（以下「EEV」）を開示しています。なお、以下の当社のEEVはその一部であり、グループ全体としてのEEVは第一生命のホームページ（<http://www.dai-ichi-life.co.jp/>）をご覧ください。

（注）ヨーロッパ・エンベディッド・バリュー原則とは、EVの計算手法、開示内容について一貫性および透明性を高めることを目的に、欧州の大手保険会社のCFO（最高財務責任者）から構成されるCFOフォーラムにより、2004年5月に制定されたものです。

(2) 当社のEEV

以下のとおりです。

		(単位：億円)
		2015年度末
EEV		414
修正純資産		277
純資産の部合計（注1）		273
負債中の内部留保（注2）		4
有価証券等の含み損益		0
保有契約価値		136
確実性等価将来利益現価		146
オプションと保証の時間価値		0
必要資本維持のための費用		0
ヘッジ不能リスクにかかる費用		△10

（注1）評価・換算差額等合計を除いた額を計上しています。

（注2）価格変動準備金および危険準備金の合計額を計上しています。

(3) 前提条件を変更した場合の影響（センシティビティ）

前提条件を変更した場合のEEVへの影響は以下のとおりです。

			(単位：億円)
前提条件	EEV	増減額	
2015年度末EEV	414	—	
感応度1：リスク・フリー・レート50bp上昇	407	△7	
感応度2：リスク・フリー・レート50bp低下	416	2	
感応度3：株式・不動産価値10%下落	414	0	
感応度4：事業費率（維持費）10%減少	422	8	
感応度5：解約失効率10%減少	435	21	
感応度6：保険事故発生率（死亡保険）5%低下	422	8	
感応度7：保険事故発生率（年金保険）5%低下	414	0	
感応度8：必要資本を法定最低水準に変更	414	0	
感応度9：株式・不動産のインプライド・ボラティリティ25%上昇	414	0	
感応度10：金利スワップションのインプライド・ボラティリティ25%上昇	414	0	

(4) EEV計算上の主要な前提条件

①経済前提

市場整合的手法における将来利益現価は、将来キャッシュフローを決定論的手法で算定し、それによる将来の税引後利益をリスク・フリー・レートで割り引いたものです。資産運用に係るキャッシュフローについては、全ての資産の運用利回りがリスク・フリー・レートに等しいとして計算しています。

保有資産および市場の流動性を考慮し、リスク・フリー・レートとして評価日時点の日本国債の利回りを用いるとともに、超長期ゾーンの補外手法について、終局金利を用いた方法としています。併せて、終局金利の実現に関する不確実性をヘッジ不能リスクにかかる費用に反映しています。

②非経済前提

保険料、事業費、保険金・給付金、解約返還金、税金等のキャッシュ・フローは、契約消滅までの期間にわたり、保険種類別に、直近までの経験値および期待される将来の実績を勘案したベース（ベスト・エスティメイト前提）で予測しています。

(5) 注意事項

①EVの計算においては、リスクと不確実性を伴う将来の見通しを含んだ前提条件を使用するため、将来の実績がEVの計算に使用した前提条件と大きく異なる場合があります。従って、EVの使用にあたっては十分な注意を払っていただく必要があります。

②EVの算出にあたり、保険数理に関する専門的知識を有する第三者機関（アクチュアリーファーム）に、前提条件や計算方法等について検証を依頼し、意見書を受領しています。当該意見書については、第一生命のホームページ（<http://www.dai-ichi-life.co.jp/>）をご参照ください。

10. 有価証券等の時価情報（会社計）

(1) 有価証券の時価情報

① 売買目的有価証券の評価損益

該当ありません。

② 有価証券の時価情報（有価証券のうち時価のあるもの）

（単位：百万円）

区 分	2014年度末					2015年度末				
	帳簿価額	時 価	差 損 益			帳簿価額	時 価	差 損 益		
				差益	差損				差益	差損
満期保有目的の債券	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
責任準備金対応債券	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
子会社・関連会社株式	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他 有 価 証 券	2,879	2,881	2	2	0	2,276	2,280	3	3	—
公 社 債	1,963	1,965	2	2	0	1,360	1,364	3	3	—
株 式	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外 国 証 券	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
公 社 債	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株 式 等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の 証 券	915	915	—	—	—	916	916	—	—	—
買 入 金 銭 債 権	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
譲 渡 性 預 金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	2,879	2,881	2	2	0	2,276	2,280	3	3	—
公 社 債	1,963	1,965	2	2	0	1,360	1,364	3	3	—
株 式	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外 国 証 券	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
公 社 債	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株 式 等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の 証 券	915	915	—	—	—	916	916	—	—	—
買 入 金 銭 債 権	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
譲 渡 性 預 金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

○満期保有目的の債券

該当ありません。

○責任準備金対応債券

該当ありません。

○その他有価証券

(単位：百万円)

区 分	2014年度末			2015年度末		
	帳簿価額	貸借対照表 計上額	差額	帳簿価額	貸借対照表 計上額	差額
貸借対照表計上額が 帳簿価額を超えるもの	1,963	1,965	2	1,360	1,364	3
公 社 債	1,963	1,965	2	1,360	1,364	3
株 式	—	—	—	—	—	—
外 国 証 券	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の 証 券	—	—	—	—	—	—
買 入 金 銭 債 権	—	—	—	—	—	—
譲 渡 性 預 金	—	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—
貸借対照表計上額が 帳簿価額を超えないもの	915	915	—	916	916	—
公 社 債	—	—	—	—	—	—
株 式	—	—	—	—	—	—
外 国 証 券	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の 証 券	915	915	—	916	916	—
買 入 金 銭 債 権	—	—	—	—	—	—
譲 渡 性 預 金	—	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—

○時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の帳簿価額は以下のとおりです。

(単位：百万円)

区 分	2014年度末	2015年度末
満 期 保 有 目 的 の 債 券	—	—
非 上 場 外 国 債 券	—	—
そ の 他	—	—
責 任 準 備 金 対 応 債 券	—	—
子 会 社 ・ 関 連 会 社 株 式	—	—
そ の 他 有 価 証 券	—	—
非上場国内株式（店頭売買株式を除く）	—	—
非上場外国株式（店頭売買株式を除く）	—	—
非 上 場 外 国 債 券	—	—
そ の 他	—	—
合 計	—	—

(2) 金銭の信託の時価情報

該当ありません。

(3) デリバティブ取引の時価情報

該当ありません。

11. 経常利益等の明細（基礎利益）

（単位：百万円）

	2014年度	2015年度
基礎利益 A	701	△7,136
キャピタル収益	0	—
金銭の信託運用益	—	—
売買目的有価証券運用益	—	—
有価証券売却益	0	—
金融派生商品収益	—	—
為替差益	—	—
その他キャピタル収益	—	—
キャピタル費用	—	—
金銭の信託運用損	—	—
売買目的有価証券運用損	—	—
有価証券売却損	—	—
有価証券評価損	—	—
金融派生商品費用	—	—
為替差損	—	—
その他キャピタル費用	—	—
キャピタル損益 B	0	—
キャピタル損益含み基礎利益 A + B	701	△7,136
臨時収益	33	27
再保険収入	—	—
危険準備金戻入額	33	26
個別貸倒引当金戻入額	0	0
その他臨時収益	—	—
臨時費用	—	—
再保険料	—	—
危険準備金繰入額	—	—
個別貸倒引当金繰入額	—	—
特定海外債権引当勘定繰入額	—	—
貸付金償却	—	—
その他臨時費用	—	—
臨時損益 C	33	27
経常利益（△は経常損失） A + B + C	735	△7,109

12. 計算書類等について会社法による会計監査人の監査

計算書類等については、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、会計監査人である新日本有限責任監査法人の監査を受けており、監査報告書を受領しています。

13. 計算書類等について金融商品取引法に基づく公認会計士または監査法人の監査証明

該当ありません。

14. 財務諸表の適正性、および財務諸表作成に係る内部監査の有効性について

確 認 書

2016年6月7日

ネオファースト生命保険株式会社

代表取締役社長 徳岡 裕士

1. 私は、当社が作成した2015年度決算期（2015年4月から2016年3月）に係る財務諸表に記載した事項について確認したところ、すべての重要な点において、適正に作成されていることを確認いたしました。
2. 私は、当社が当該財務諸表の作成に当たり、その業務分担と責任所管が明確化されており、各責任所管において適切な業務体制が整備されていることを確認いたしました。
3. 私は、当該財務諸表の作成に関する内部監査部門の監査において、業務プロセスの適切性および内部統制の有効性について重要な指摘事項がないことを確認いたしました。

以 上

15. 事業年度の末日において、保険会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況その他保険会社の経営に重要な影響をおよぼす事象が存在する場合には、その旨およびその内容、当該重要事象等についての分析および検討内容ならびに当該重要事象等を解消し、または改善するための対応策の具体的内容

該当ありません。

Ⅵ. 業務の状況を示す指標等

1. 主要な業務の状況を示す指標等

(1) 決算業績の概況

P.6～12をご覧ください。

(2) 保有契約高及び新契約高

保有契約高

(単位：件、百万円、%)

区 分	2014年度末				2015年度末			
	件 数		金 額		件 数		金 額	
		前年度末比		前年度末比		前年度末比		前年度末比
個 人 保 険	41,041	94.0	648,866	93.2	46,061	112.2	595,049	91.7
個 人 年 金 保 険	—	—	—	—	—	—	—	—
団 体 保 険	—	—	—	—	—	—	—	—
団 体 年 金 保 険	—	—	—	—	—	—	—	—

新契約高

(単位：件、百万円、%)

区 分	2014年度						2015年度					
	件数		金 額				件数		金 額			
		前年度比		前年度比	新契約	転換による純増加		前年度比		前年度比	新契約	転換による純増加
個 人 保 険	923	36.9	12,545	36.4	12,545	—	8,290	898.2	4,159	33.2	4,159	—
個 人 年 金 保 険	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
団 体 保 険	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
団 体 年 金 保 険	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(3) 年換算保険料

保有契約

(単位：百万円、%)

区 分	2014年度末		2015年度末	
		前年度末比		前年度末比
個 人 保 険	3,706	98.1	3,938	106.2
個 人 年 金 保 険	—	—	—	—
合 計	3,706	98.1	3,938	106.2
うち医療保障・生前給付保障等	883	97.3	1,179	133.5

新契約

(単位：百万円、%)

区 分	2014年度		2015年度	
		前年度比		前年度比
個 人 保 険	58	35.9	368	633.4
個 人 年 金 保 険	—	—	—	—
合 計	58	35.9	368	633.4
うち医療保障・生前給付保障等	15	32.5	333	2,127.2

(注) 1. 年換算保険料とは、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額です。

2. 「医療保障・生前給付保障等」については、医療保障給付（入院給付、手術給付等）、生前給付保障給付（特定疾病給付等）、保険料払込免除給付等に該当する部分の年換算保険料を計上しています。

(4) 保障機能別保有契約高

(単位：百万円)

区 分			保 有 金 額	
			2014年度末	2015年度末
死 亡 保 障	普 通 死 亡	個 人 保 険	648,866	595,049
		個 人 年 金 保 険	—	—
		団 体 保 険	—	—
		団 体 年 金 保 険	—	—
		そ の 他 共 計	648,866	595,049
	災 害 死 亡	個 人 保 険	(—)	(—)
		個 人 年 金 保 険	(—)	(—)
		団 体 保 険	(—)	(—)
		団 体 年 金 保 険	(—)	(—)
		そ の 他 共 計	(—)	(—)
	その他の条件付死亡	個 人 保 険	(—)	(—)
		個 人 年 金 保 険	(—)	(—)
		団 体 保 険	(—)	(—)
		団 体 年 金 保 険	(—)	(—)
		そ の 他 共 計	(—)	(—)
生 存 保 障	満 期 ・ 生 存 給 付	個 人 保 険	—	1
		個 人 年 金 保 険	—	—
		団 体 保 険	—	—
		団 体 年 金 保 険	—	—
		そ の 他 共 計	—	1
	年 金	個 人 保 険	(—)	(—)
		個 人 年 金 保 険	(—)	(—)
		団 体 保 険	(—)	(—)
		団 体 年 金 保 険	(—)	(—)
		そ の 他 共 計	(—)	(—)
	そ の 他	個 人 保 険	—	—
		個 人 年 金 保 険	—	—
		団 体 保 険	—	—
		団 体 年 金 保 険	—	—
		そ の 他 共 計	—	—
入 院 保 障	災 害 入 院	個 人 保 険	(91)	(126)
		個 人 年 金 保 険	(—)	(—)
		団 体 保 険	(—)	(—)
		団 体 年 金 保 険	(—)	(—)
		そ の 他 共 計	(91)	(126)
	疾 病 入 院	個 人 保 険	(91)	(126)
		個 人 年 金 保 険	(—)	(—)
		団 体 保 険	(—)	(—)
		団 体 年 金 保 険	(—)	(—)
		そ の 他 共 計	(91)	(126)
	その他の条件付入院	個 人 保 険	(240)	(225)
		個 人 年 金 保 険	(—)	(—)
		団 体 保 険	(—)	(—)
		団 体 年 金 保 険	(—)	(—)
		そ の 他 共 計	(240)	(225)
就 業 不 能 保 障		個 人 保 険	(1,571)	(1,414)
		個 人 年 金 保 険	(—)	(—)
		団 体 保 険	(—)	(—)
		団 体 年 金 保 険	(—)	(—)
		そ の 他 共 計	(1,571)	(1,414)

そ の 他	個 人 保 険	(23,650)	(21,584)
	個 人 年 金 保 険	(—)	(—)
	団 体 保 険	(—)	(—)
	団 体 年 金 保 険	(—)	(—)
	そ の 他 共 計	(23,650)	(21,584)

(注) 1. 括弧内数値は主契約の付随保障部分及び特約の保障を表します。

2. 入院保障欄の金額は入院給付日額を表します。

3. 入院保障の疾病入院のその他共計の金額は主要保障部分と付随保障部分の合計を表します。

4. 就業不能保障欄の金額は就業不能保障額（月額）を表します。

5. その他欄の金額はガン医療特約及び特定疾病診断給付特約の診断給付金額を表します。

(単位：件)

区 分		保 有 件 数	
		2014年度末	2015年度末
障 害 保 障	個 人 保 険	—	—
	個 人 年 金 保 険	—	—
	団 体 保 険	—	—
	団 体 年 金 保 険	—	—
	そ の 他 共 計	—	—
手 術 保 障	個 人 保 険	35,388	42,256
	個 人 年 金 保 険	—	—
	団 体 保 険	—	—
	団 体 年 金 保 険	—	—
	そ の 他 共 計	35,388	42,256

(5) 個人保険及び個人年金保険契約種類別保有契約高

(単位：百万円)

区 分		保 有 金 額	
		2014年度末	2015年度末
死 亡 保 険	終 身 保 険	—	4,131
	定 期 付 終 身 保 険	—	—
	定 期 保 険	648,866	590,918
	そ の 他 共 計	648,866	595,049
生 死 混 合 保 険	養 老 保 険	—	—
	定 期 付 養 老 保 険	—	—
	生 存 給 付 金 付 定 期 保 険	—	—
	そ の 他 共 計	—	—
生 存 保 険		—	—
年 金 保 険		—	—
災 害 ・ 疾 病 関 係 特 約	個 人 年 金 保 険	—	—
	災 害 割 増 特 約	—	—
	傷 害 特 約	—	—
	災 害 入 院 特 約	—	—
	疾 病 特 約	—	—
	成 人 病 特 約	—	—
	その他の条件付入院特約	240	225
	就 業 不 能 保 障 特 約	1,571	1,414
	特 定 疾 病 診 断 給 付 特 約	8,976	8,141

(注) 1. 入院特約の金額は入院給付日額を表します。

2. 就業不能保障特約の金額は就業不能保険金月額を表します。

3. 特定疾病診断給付特約の金額は、診断給付金額を表します。

(6) 異動状況の推移

①個人保険

(単位：件、百万円、%)

区 分	2014年度		2015年度	
	件 数	金 額	件 数	金 額
年 始 現 在	43,672	696,461	41,041	648,866
新 契 約	923	12,545	8,290	4,159
更 新	40,991	659,564	38,707	616,078
復 活	95	1,569	91	1,698
保 険 金 額 の 増 加	—	1,693	—	1,086
転 換 に よ る 増 加	—	—	—	—
そ の 他 の 増 加	—	—	—	—
死 亡	71	949	75	1,022
満 期	42,567	678,393	40,114	633,979
保 険 金 額 の 減 少	—	12,975	—	13,370
転 換 に よ る 減 少	—	—	—	—
解 約	1,447	22,373	1,432	21,567
失 効	548	8,215	431	6,887
そ の 他 の 減 少	7	60	16	11
年 末 現 在	41,041	648,866	46,061	595,049
(増 加 率)	(△6.0)	(△6.8)	(12.2)	(△8.3)
純 増 加	△2,631	△47,594	5,020	△53,817
(増 加 率)	(—)	(—)	(—)	(—)

②個人年金保険

該当ありません。

③団体保険

該当ありません。

④団体年金保険

該当ありません。

(7) 契約者配当の状況

当社は無配当の個人保険のみの取扱いのため、該当はありません。

2. 保険契約に関する指標等

(1) 保有契約増加率

区 分	2014年度	2015年度
個 人 保 険	△6.8%	△8.3%
個 人 年 金 保 険	—	—
団 体 保 険	—	—
団 体 年 金 保 険	—	—

(2) 新契約平均保険金及び保有契約平均保険金（個人保険）

（単位：千円）

区 分	2014年度	2015年度
新 契 約 平 均 保 険 金	13,591	501
保 有 契 約 平 均 保 険 金	15,810	12,918

（注）新契約平均保険金については、転換契約を含んでいません。

(3) 新契約率（対年度始）

区 分	2014年度	2015年度
個 人 保 険	1.8%	0.6%
個 人 年 金 保 険	—	—
団 体 保 険	—	—

（注）転換契約は含んでいません。

(4) 解約失効率（対年度始）

区 分	2014年度	2015年度
個 人 保 険	5.8%	6.0%
個 人 年 金 保 険	—	—
団 体 保 険	—	—

（注）解約失効率は、（解約＋失効－復活＋減額－増額）÷年始保有で計算しています。

(5) 個人保険新契約平均保険料（月払契約）（単位：円）

2014年度	2015年度
5,644	4,331

（注）転換契約は含んでいません。

(6) 死亡率（個人保険主契約）

件 数 率		金 額 率	
2014年度	2015年度	2014年度	2015年度
1.67‰	1.72‰	1.41‰	1.64‰

（注）1.死亡率は、死亡÷{（年始保有＋年末保有＋死亡）÷2}で計算しています。

2.1‰（パーミル）は、1000分の1を表します。

(7) 特約発生率（個人保険）

（単位：‰）

区 分		2014年度	2015年度
災 害 死 亡 保 障 契 約	件 数	—	—
	金 額	—	—
障 害 保 障 契 約	件 数	—	—
	金 額	—	—
災 害 入 院 保 障 契 約	件 数	3,383	2,814
	金 額	48.9	61.4
疾 病 入 院 保 障 契 約	件 数	35,977	38,299
	金 額	521.3	559.5
成 人 病 入 院 保 障 契 約	件 数	9,615	12,785
	金 額	100.4	158.8
疾 病 ・ 傷 害 手 術 保 障 契 約	件 数	31,353	32,581
	金 額	—	—
成 人 病 手 術 保 障 契 約	件 数	4,966	6,050
	金 額	—	—

（注）1.発生率は、支払÷{（年始保障＋年末保障）÷2}で計算しています。

2.1‰（パーミル）は、1000分の1を表します。

(8) 事業費率（対収入保険料）

2014年度	2015年度
48.0%	246.2%

(9) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の数

(単位：社)

2014年度	2015年度
2	2

(10) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた保険会社等のうち、支払再保険料の額が大きい上位5社に対する支払再保険料の割合

2014年度	2015年度
100.0%	100.0%

(11) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の格付機関による格付に基づく区分ごとの支払再保険料の割合

格付区分	2014年度	2015年度
AA-	100.0%	100.0%

(注) 格付はスタンダード・プアーズ社による保険財務格付に基づいております。

(12) 未だ収受していない再保険金の額 (単位：百万円)

2014年度	2015年度
—	33

(13) 第三分野保険の給付事由または保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合

	2014年度	2015年度
第三分野発生率	31.1%	32.2%
医療（疾病）	33.1%	31.0%
がん	35.7%	45.3%
介護	—	—
その他	20.8%	17.8%

(注) 1. 発生率は以下の算式により算出しております。

$$\frac{\{ \text{保険金・給付金等の支払額} + \text{対応する支払備金繰入額} + \text{保険金支払に係る事業費等} \}}{\{ (\text{年度始保有契約年換算保険料} + \text{年度末保有契約年換算保険料}) / 2 \}}$$

2 (注) 1の算式中、支払備金繰入額は、保険業法施行規則第72条に定める既発生未報告分を除いております。

3 (注) 1の算式中、事業費は、損益計算書上の事業費のうち、保険金支払に係る事業経費、人件費等を計上しております。

3. 経理に関する指標等

(1) 支払備金明細表

(単位：百万円)

区 分		2014年度末	2015年度末
保 険 金	死 亡 保 険 金	18	70
	災 害 保 険 金	—	—
	高 度 障 害 保 険 金	—	—
	満 期 保 険 金	—	—
	そ の 他	0	1
	小 計	19	71
年 金		—	—
給 付 金		37	45
解 約 返 戻 金		—	—
保 険 金 据 置 支 払 金		—	—
そ の 他 共 計		56	116

(2) 責任準備金明細表

(単位：百万円)

区 分		2014年度末	2015年度末
責任準備金 (除危険準備金)	個 人 保 険 (一 般 勘 定)	332	453
	(特 別 勘 定)	332	453
	(特 別 勘 定)	—	—
	個 人 年 金 保 険 (一 般 勘 定)	—	—
	(特 別 勘 定)	—	—
	(特 別 勘 定)	—	—
	団 体 保 険 (一 般 勘 定)	—	—
	(特 別 勘 定)	—	—
	(特 別 勘 定)	—	—
	団 体 年 金 保 険 (一 般 勘 定)	—	—
	(特 別 勘 定)	—	—
	(特 別 勘 定)	—	—
	そ の 他 (一 般 勘 定)	—	—
	(特 別 勘 定)	—	—
	(特 別 勘 定)	—	—
	小 計 (一 般 勘 定)	332	453
	(特 別 勘 定)	332	453
	(特 別 勘 定)	—	—
危 険 準 備 金		455	428
合 計		787	882
(一 般 勘 定)		787	882
(特 別 勘 定)		—	—

(3) 責任準備金残高の内訳

(単位：百万円)

区 分	保険料積立金	未経過保険料	払戻積立金	危険準備金	合 計
2014年度末	146	185	—	455	787
2015年度末	194	258	—	428	882

(4) 個人保険及び個人年金保険の責任準備金の積立方式、積立率、残高（契約年度別）

①責任準備金の積立方式、積立率

		2014年度	2015年度
積立方式	標準責任準備金対象契約	—	標準責任準備金
	標準責任準備金対象外契約	平準純保険料式	平準純保険料式
積立率（危険準備金を除く）		100.0%	100.0%

(注) 1. 積立方式及び積立率は、個人保険のみを対象としています。

2. 積立率については、標準責任準備金対象契約に関しては平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により、また、標準責任準備金対象外契約に関しては平準純保険料式により計算した保険料積立金、及び未経過保険料に対する積立率を記載しています。

②責任準備金残高（契約年度別）

契約年度	責任準備金残高	予定利率
2015年度	453百万円	1.00~1.85%

(注) 1. 責任準備金残高は、個人保険の責任準備金（危険準備金を除く）を記載しています。

2. 予定利率については、各契約年度別の責任準備金に係る主な予定利率を記載しています。

3. 無配当定期保険は1年満期（自動更新）のため、更新年度を基準として記載しています。

(5) 特別勘定を設けた保険契約であって、保険金等の額を最低保証している保険契約に係る一般勘定の責任準備金の残高、算出方法、その計算の基礎となる係数
該当ありません。

(6) 契約者配当準備金明細表

該当ありません。

(7) 引当金明細表

(単位：百万円)

		当期首残高	当期末残高	当期増減（△）額
貸倒引当金	一般貸倒引当金	—	—	—
	個別貸倒引当金	1	1	△0
	特定海外債権引当勘定	—	—	—
退職給付引当金		40	6	△34
価格変動準備金		19	20	0

(注) 計上の理由および算定方法については、貸借対照表に記載しています。

(8) 特定海外債権引当勘定の状況

該当ありません。

(9) 資本金等明細表

(単位：百万円)

区 分		当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	摘 要
資 本 金	普通株式	10,100	15,000	—	25,100	
	うち既発行株式	(400千株) 10,100	(2,000千株) 15,000	(千株) —	(2,400千株) 25,100	
	計	10,100	15,000	—	25,100	
資本剰余金	(資本準備金)	2,100	15,000	—	17,100	
	(その他資本剰余金)	—	—	—	—	
	計	2,100	15,000	—	17,100	

(10) 保険料明細表

(単位：百万円)

区 分	2014年度	2015年度
個 人 保 険	3,736	3,796
（うち一時払）	—	—
（うち年払）	539	608
（うち半年払）	—	—
（うち月払）	3,197	3,187
個 人 年 金 保 険	—	—
（うち一時払）	—	—
（うち年払）	—	—
（うち半年払）	—	—
（うち月払）	—	—
団 体 保 険	—	—
団 体 年 金 保 険	—	—
そ の 他 共 計	3,736	3,796

(11) 保険金明細表

(単位：百万円)

区 分	個人保険	個人年金 保 険	団体保険	団体年金 保 険	財形保険 財形年金保険	その他の 保 険	2015年度 合 計	2014年度 合 計
死 亡 保 険 金	913	—	—	—	—	—	913	904
災 害 保 険 金	—	—	—	—	—	—	—	—
高度障害保険金	50	—	—	—	—	—	50	72
満 期 保 険 金	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他	1	—	—	—	—	—	1	1
合 計	964	—	—	—	—	—	964	977

(12) 年金明細表

該当ありません。

(13) 給付金明細表

(単位：百万円)

区 分	個人保険	個人年金 保 険	団体保険	団体年金 保 険	財形保険 財形年金保険	その他の 保 険	2015年度 合 計	2014年度 合 計
死 亡 給 付 金	—	—	—	—	—	—	—	—
入 院 給 付 金	78	—	—	—	—	—	78	69
手 術 給 付 金	68	—	—	—	—	—	68	64
障 害 給 付 金	—	—	—	—	—	—	—	—
生 存 給 付 金	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他	99	—	—	—	—	—	99	88
合 計	245	—	—	—	—	—	245	222

(14) 解約返戻金明細表

該当ありません。

(15) 減価償却費明細表

(単位：百万円、%)

区 分	取得原価	当期償却額	減価償却累計額	当期末残高	償却累計率
有 形 固 定 資 産	338	57	116	221	34.5
リ ー ス 資 産	26	6	14	12	53.9
その他の有形固定資産	312	50	102	209	32.9
無 形 固 定 資 産	4	0	0	3	15.6
ソ フ ト ウ ェ ア	4	0	0	3	16.4
その他の無形固定資産	0	—	—	0	—
そ の 他	88	9	13	75	14.8
合 計	431	67	130	300	30.3

(16) 事業費明細表

(単位：百万円)

区 分	2014年度	2015年度
営 業 活 動 費	49	265
営 業 管 理 費	75	1,134
一 般 管 理 費	1,668	7,946
合 計	1,793	9,346

(注) 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する2015年度末における当社の今後の負担見積額は83百万円です。なお、当該負担金は拠出した年度の事業費（一般管理費）として処理しています。

(17) 税金明細表

(単位：百万円)

区 分	2014年度	2015年度
国 税	7	111
消 費 税	2	—
地 方 法 人 特 別 税	5	3
印 紙 税	0	2
登 録 免 許 税	—	105
そ の 他 の 国 税	—	0
地 方 税	10	14
地 方 消 費 税	0	—
法 人 事 業 税	6	8
固 定 資 産 税	0	1
事 業 所 税	2	3
合 計	18	125

(18) リース取引

[通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引]

①リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および期末残高相当額

(単位：百万円)

区 分	2014年度末		2015年度末	
	その他の有形固定資産	合 計	その他の有形固定資産	合 計
取 得 価 額 相 当 額	1	1	—	—
減価償却累計額相当額	0	0	—	—
期 末 残 高 相 当 額	1	1	—	—

②未経過リース料期末残高相当額

(単位：百万円)

区 分	2014年度末			2015年度末		
	1年以内	1年超	合 計	1年以内	1年超	合 計
未経過リース料 期末残高相当額	0	1	1	—	—	—

③支払リース料、減価償却費相当額および支払利息相当額

(単位：百万円)

区 分	2014年度	2015年度
支払リース料	0	—
減価償却費相当額	0	—
支払利息相当額	0	—

④減価償却費相当額および利息相当額の算定方法

減価償却費相当額の算定方法	定額法によっています。
利息相当額の算定方法	リース料総額とリース資産相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっています。

(19) 借入金残存期間別残高

該当ありません。

4. 資産運用に関する指標等

(1) 資産運用の概況

①2015年度の資産の運用概況

イ. 運用環境

2015年度の日本経済は、好調な企業決算や為替安定を背景に回復基調にありましたが、中国を中心とした海外景気の不透明感や急激な円高進行を受けて、年央以降は停滞感の残る環境が続きました。

また世界経済は、米国を中心に力強い回復が見られたものの、夏場以降は中国経済の不透明感が高まり、それに連動するかたちで新興国市場が低迷したことや、原油を中心とした資源価格の低迷を受け、資源・エネルギー関連企業への警戒感が高まったことから、世界経済の景況感は悪化しました。

金融市場では、12月に米国の連邦準備制度理事会が11年6カ月ぶりに政策金利の引き上げを行う一方、日本銀行は1月に「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入を発表しました。このような環境の中、日本の10年国債利回りは、一時0.5%を超える水準まで上昇しましたが、年度末にかけてはマイナス金利での推移となりました。また、日経平均株価も一時20,000円を上回る水準まで上昇しましたが、年度末は16,758円67銭となりました。

ロ. 当社の運用方針

安全性・換金性（流動性）に留意し、安定的な資金を確保するよう努めました。

なお、米国のサブプライムローンを裏付資産とした証券化商品を含み、当社は証券化商品を一切保有しておりません。

ハ. 運用実績の概況

2015年度末における一般勘定資産残高は、29,771百万円となりました。運用資産残高は、預貯金26,739百万円、公社債1,364百万円、その他証券916百万円となりました。

また、資産運用収益は2百万円となりました。

②ポートフォリオの推移

イ. 資産の構成

(単位：百万円、%)

区 分	2014年度末		2015年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
現 預 金 ・ コ ー ル ロ ー ン	2,250	40.4	26,739	89.8
買 現 先 勘 定	—	—	—	—
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金	—	—	—	—
買 入 金 銭 債 権	—	—	—	—
商 品 有 価 証 券	—	—	—	—
金 銭 の 信 託	—	—	—	—
有 価 証 券	2,881	51.7	2,280	7.7
公 社 債	1,965	35.3	1,364	4.6
株 式	—	—	—	—
外 国 証 券	—	—	—	—
公 社 債	—	—	—	—
株 式 等	—	—	—	—
そ の 他 の 証 券	915	16.4	916	3.1
貸 付 金	—	—	—	—
保 険 約 款 貸 付	—	—	—	—
一 般 貸 付	—	—	—	—
不 動 産	—	—	—	—
繰 延 税 金 資 産	—	—	—	—
そ の 他	441	7.9	752	2.5
貸 倒 引 当 金	△1	△0.0	△1	△0.0
合 計	5,571	100.0	29,771	100.0
う ち 外 貨 建 資 産	—	—	—	—

ロ. 資産の増減

(単位：百万円)

区 分	2014年度	2015年度
現 預 金 ・ コ ー ル ロ ー ン	492	24,489
買 現 先 勘 定	—	—
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金	—	—
買 入 金 銭 債 権	—	—
商 品 有 価 証 券	—	—
金 銭 の 信 託	—	—
有 価 証 券	△9	△600
公 社 債	△4	△601
株 式	△5	—
外 国 証 券	—	—
公 社 債	—	—
株 式 等	—	—
そ の 他 の 証 券	0	0
貸 付 金	—	—
保 険 約 款 貸 付	—	—
一 般 貸 付	—	—
不 動 産	△8	—
繰 延 税 金 資 産	—	—
そ の 他	64	311
貸 倒 引 当 金	0	0
合 計	538	24,199
う ち 外 貨 建 資 産	—	—

(2) 運用利回り

(単位：%)

区 分	2014年度	2015年度
現 預 金 ・ コ ー ル ロ ー ン	—	—
買 現 先 勘 定	—	—
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金	—	—
買 入 金 銭 債 権	—	—
商 品 有 価 証 券	—	—
金 銭 の 信 託	—	—
有 価 証 券	0.13	0.09
う ち 公 社 債	0.16	0.13
う ち 株 式	57.33	—
う ち 外 国 証 券	—	—
貸 付 金	—	—
う ち 一 般 貸 付	—	—
不 動 産	—	—

一 般 勘 定 計	0.07	0.01
-----------	------	------

(注) 利回り計算式の分母は帳簿価額ベースの日々平均残高、分子は経常損益中、資産運用収益－資産運用費用として算出した利回りです。

(3) 主要資産の平均残高

(単位：百万円)

区 分	2014年度	2015年度
現 預 金 ・ コ ー ル ロ ー ン	1,973	19,597
買 現 先 勘 定	—	—
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金	—	—
買 入 金 銭 債 権	—	—
商 品 有 価 証 券	—	—
金 銭 の 信 託	—	—
有 価 証 券	2,884	2,567
う ち 公 社 債	1,967	1,651
う ち 株 式	1	—
う ち 外 国 証 券	—	—
貸 付 金	—	—
う ち 一 般 貸 付	—	—
不 動 産	7	—

一 般 勘 定 計	5,323	22,807
う ち 海 外 投 融 資	—	—

(4) 資産運用収益明細表

(単位：百万円)

区 分	2014年度	2015年度
利 息 及 び 配 当 金 等 収 入	3	2
商 品 有 価 証 券 運 用 益	—	—
金 銭 の 信 託 運 用 益	—	—
売 買 目 的 有 価 証 券 運 用 益	—	—
有 価 証 券 売 却 益	0	—
有 価 証 券 償 還 益	—	—
金 融 派 生 商 品 収 益	—	—
為 替 差 益	—	—
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	0	0
そ の 他 運 用 収 益	—	—
合 計	4	2

(5) 資産運用費用明細表

(単位：百万円)

区 分	2014年度	2015年度
支 払 利 息	0	0
商 品 有 価 証 券 運 用 損	—	—
金 銭 の 信 託 運 用 損	—	—
売 買 目 的 有 価 証 券 運 用 損	—	—
有 価 証 券 売 却 損	—	—
有 価 証 券 評 価 損	—	—
有 価 証 券 償 還 損	—	—
金 融 派 生 商 品 費 用	—	—
為 替 差 損	—	—
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	—	—
貸 付 金 償 却	—	—
賃 貸 用 不 動 産 等 減 価 償 却 費	—	—
そ の 他 運 用 費 用	—	—
合 計	0	0

(6) 利息及び配当金等収入明細表

(単位：百万円)

区 分	2014年度	2015年度
現 預 金 利 息	—	—
有 価 証 券 利 息 ・ 配 当 金	3	2
公 社 債 利 息	3	2
株 式 配 当 金	0	—
外 国 証 券 利 息 配 当 金	—	—
貸 付 金 利 息	—	—
不 動 産 賃 貸 料	—	—
そ の 他 共 計	3	2

(7) 有価証券売却益明細表

(単位：百万円)

区 分	2014年度	2015年度
国 債 等 債 券	—	—
株 式 等	0	—
外 国 証 券	—	—
そ の 他 共 計	0	—

(8) 有価証券売却損明細表

該当ありません。

(9) 有価証券評価損明細表

該当ありません。

(10) 商品有価証券明細表

該当ありません。

(11) 商品有価証券売買高

該当ありません。

(12) 有価証券明細表

(単位：百万円、%)

区 分	2014年度末		2015年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
国 債	1,965	68.2	1,364	59.8
地 方 債	—	—	—	—
社 債	—	—	—	—
うち公社・公団債	—	—	—	—
株 式	—	—	—	—
外 国 証 券	—	—	—	—
公 社 債	—	—	—	—
株 式 等	—	—	—	—
そ の 他 の 証 券	915	31.8	916	40.2
合 計	2,881	100.0	2,280	100.0

(13) 有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

	区 分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)	合 計
2014 年度	有 価 証 券	601	1,364	—	—	—	915	2,881
	国 債	601	1,364	—	—	—	—	1,965
	地 方 債	—	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—	—
	株 式						—	—
	外 国 証 券	—	—	—	—	—	—	—
	公 社 債	—	—	—	—	—	—	—
	株 式 等	—	—	—	—	—	—	—
	その他の証券	—	—	—	—	—	915	915
	買 入 金 銭 債 権	—	—	—	—	—	—	—
	譲 渡 性 預 金	—	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—	—
2015 年度	有 価 証 券	701	662	—	—	—	916	2,280
	国 債	701	662	—	—	—	—	1,364
	地 方 債	—	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—	—
	株 式						—	—
	外 国 証 券	—	—	—	—	—	—	—
	公 社 債	—	—	—	—	—	—	—
	株 式 等	—	—	—	—	—	—	—
	その他の証券	—	—	—	—	—	916	916
	買 入 金 銭 債 権	—	—	—	—	—	—	—
	譲 渡 性 預 金	—	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—	—

(14) 保有公社債の期末残高利回り

区 分	2014年度末	2015年度末
公 社 債	0.30%	0.26%
外 国 公 社 債	—	—

(15) 業種別株式保有明細表

該当ありません。

(16) 貸付金明細表

該当ありません。

(17) 貸付金残存期間別残高

該当ありません。

(18) 国内企業向け貸付金企業規模別内訳

該当ありません。

(19) 貸付金業種別内訳

該当ありません。

(20) 貸付金使途別内訳

該当ありません。

(21) 貸付金地域別内訳

該当ありません。

(22) 貸付金担保別内訳

該当ありません。

(23) 有形固定資産明細表

①有形固定資産の明細

(単位：百万円、%)

	区 分	当期首 残 高	当 期 増加額	当 期 減少額	当 期 償却額	当期末 残 高	減価償却 累計額	償 却 累計率
2014 年度	土 地	—	—	—	—	—	—	—
	建 物	8	—	1	7	—	—	—
	リ ー ス 資 産	24	—	—	6	17	7	29.9
	建 設 仮 勘 定	—	—	—	—	—	—	—
	その他の有形固定資産	12	46	0	11	46	51	52.2
	合 計	45	46	2	25	64	58	47.7
	うち賃貸等不動産	—	—	—	—	—	—	—
2015 年度	土 地	—	—	—	—	—	—	—
	建 物	—	—	—	—	—	—	—
	リ ー ス 資 産	18	—	—	6	12	14	53.9
	建 設 仮 勘 定	—	—	—	—	—	—	—
	その他の有形固定資産	50	211	1	51	209	102	32.9
	合 計	68	211	1	57	221	116	34.5
	うち賃貸等不動産	—	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 償却累計率は、取得価額に対する償却累計額の割合を記載しています。

2. 2015年度は消費税込の額を記載しています。

②不動産残高および賃貸用ビル保有数

該当ありません。

(24) 固定資産等処分益明細表

(単位：百万円)

区 分	2014年度	2015年度
有 形 固 定 資 産	0	—
無 形 固 定 資 産	—	—
そ の 他	—	—
合 計	0	—

(25) 固定資産等処分損明細表

(単位：百万円)

区 分	2014年度	2015年度
有 形 固 定 資 産	2	1
無 形 固 定 資 産	56	—
そ の 他	—	—
合 計	58	1

(26) 賃貸用不動産等減価償却費明細表

該当ありません。

(27) 海外投融資の状況

該当ありません。

(28) 海外投融資利回り

該当ありません。

(29) 公共関係投融資の概況（新規引受額・貸出額）

該当ありません。

(30) 各種ローン金利

該当ありません。

(31) その他の資産明細表

(単位：百万円)

資産の種類	取得原価	当期首残高	当期増加額	当期減少額	減価償却 累 計 額	当期末残高
そ の 他	88	68	83	9	13	142
合 計	88	68	83	9	13	142

5. 有価証券等の時価情報（一般勘定）

(1) 有価証券の時価情報

① 売買目的有価証券の評価損益

該当ありません。

② 有価証券の時価情報（有価証券のうち時価のあるもの）

（単位：百万円）

区 分	2014年度末					2015年度末				
	帳簿価額	時 価	差 損 益			帳簿価額	時 価	差 損 益		
				差益	差損				差益	差損
満期保有目的の債券	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
責任準備金対応債券	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
子会社・関連会社株式	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他 有 価 証 券	2,879	2,881	2	2	0	2,276	2,280	3	3	—
公 社 債	1,963	1,965	2	2	0	1,360	1,364	3	3	—
株 式	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外 国 証 券	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
公 社 債	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株 式 等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の 証 券	915	915	—	—	—	916	916	—	—	—
買 入 金 銭 債 権	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
譲 渡 性 預 金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	2,879	2,881	2	2	0	2,276	2,280	3	3	—
公 社 債	1,963	1,965	2	2	0	1,360	1,364	3	3	—
株 式	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外 国 証 券	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
公 社 債	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株 式 等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の 証 券	915	915	—	—	—	916	916	—	—	—
買 入 金 銭 債 権	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
譲 渡 性 預 金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

時価のない有価証券の帳簿価額は次のとおりです。

(単位：百万円)

区 分	2014年度末	2015年度末
満 期 保 有 目 的 の 債 券	—	—
非 上 場 外 国 債 券	—	—
そ の 他	—	—
責 任 準 備 金 対 応 債 券	—	—
子 会 社 ・ 関 連 会 社 株 式	—	—
そ の 他 有 価 証 券	—	—
非上場国内株式（店頭売買株式を除く）	—	—
非上場外国株式（店頭売買株式を除く）	—	—
非 上 場 外 国 債 券	—	—
そ の 他	—	—
合 計	—	—

(2) 金銭の信託の時価情報
該当ありません。

(3) デリバティブ取引の時価情報
該当ありません。

VII. 保険会社の運営

1. リスク管理の体制

P.31～33をご覧ください。

2. 法令遵守の体制

P.34をご覧ください。

3. 第三分野に係る責任準備金の積立てについて（法第百二十一条第一項第一号の確認（第三分野保険に係るものに限る。）の合理性および妥当性）

第三分野保険は、医療制度の変化や医療技術の進歩等の影響を受けやすく、また、長寿化にともなう給付金等のお支払いの増加も想定されるなど、第三分野保険の発生率は変動しやすいという特性を有しています。このような第三分野保険の商品特性を踏まえ、当社では、確実な給付金等のお支払いのために、保険事故発生率の把握・分析をはじめとする保険引受リスク管理の取組みを行っています。

法令等に定める第三分野保険に係るストレステストについては、法令等に則り契約区分ごとに危険発生率を設定のうえ適切に実施しています。

なお、危険発生率の設定にあたっては、当社は第三分野保険に係るストレステストの対象となる商品について、発売後十分な期間が経過しておらず、実績発生率の統計的な取扱いが困難であることから、法令等に則り予定発生率の算出に用いたデータを活用する等、保険数理上適切な手法を用いています。

その結果、第三分野に係る責任準備金については、十分な積立水準を確保しています。

4. 金融ADR制度について

当社は、保険業法第105条の2に基づき指定生命保険業務紛争解決機関である一般社団法人生命保険協会と手続実施基本契約を締結しております。

指定生命保険業務紛争解決機関である一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、生命保険業務に関する苦情解決手続および紛争解決手続等の業務を行っています。

※金融ADRとは、金融分野におけるADR（裁判外紛争解決手続）のことです。ADRとは、身の回りで起こるトラブルを、裁判ではなく、中立・公正な第三者に関わってもらいながら柔軟な解決を図る手続きです。

詳細な内容につきましては、同協会ホームページをご覧ください。

<http://www.seiho.or.jp/contact/index.html>

【生命保険相談所】

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル3階（生命保険協会内）

電話番号： 03-3286-2648

受付時間： 9：00 ～ 17：00（土・日曜、祝日、年末年始を除く）

5. 個人データ保護について

P.36をご覧ください。

6. 反社会的勢力との関係遮断のための基本方針

P.37をご覧ください。

VIII. 特別勘定に関する指標等

該当ありません。

IX. 保険会社およびその子会社等の状況

該当ありません。

[illegible]

[illegible]

ネオファースト生命の現状2016

ネオファースト生命保険株式会社

企画総務部

(2016年7月作成)

〒141-0032 東京都品川区大崎2-11-1

大崎ウィズタワー

電話 03-5434-7031(代表)

<http://neofirst.co.jp>

※本誌は保険業法第111条に基づいて作成したディスクロージャー資料
(業務および財産の状況に関する説明書類)です。

ネオファースト生命保険株式会社

